
令和7年度 第1回幕別町男女共同参画審議会 議案

日時：令和8年3月9日(月) 18時30分～

場所：幕別町役場2階 会議室2-A・B

〔 会 議 次 第 〕

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

(1) 「誰もが生きやすいまちを目指して～幕別町男女共同参画計画～」の
進捗評価報告書(案)について【資料1・2】

(2) その他

4 閉会

【配布資料】

- ・資料1 「誰もが生きやすいまちを目指して～幕別町男女共同参画計画～」
進捗評価報告書(案)
- ・資料2 実施状況評価表の概要
- ・参考資料1 幕別町男女共同参画計画(案)概要版
- ・参考資料2 幕別町附属機関設置条例
- ・参考資料3 幕別町男女共同参画審議会規則
- ・参考資料4 幕別町男女共同参画審議会委員名簿

誰もが生きやすいまちを目指して ～幕別町男女共同参画計画～

令和7年度 進捗評価報告書
(対象事業年度：令和6年度)



令和8年■月

幕別町

はじめに

本町では、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本目標をはじめ、町の施策の基本となる事項を定めた自治体版の男女共同参画計画である「誰もが生きやすいまちを目指して ～幕別町男女共同参画計画～」を令和7年3月に策定し、関連施策に取り組んでいるところです。

策定した計画は、その実効性を高めるため、毎年、関連施策の取組状況を把握し、実績に対する評価を行い、改善につなげることをとしています。

その際、計画に掲げた施策は様々な分野にわたることから、部署横断的な庁内組織である「幕別町男女共同参画推進本部」において進捗を管理するとともに、住民や事業者、有識者など多様な外部委員で組織する「幕別町男女共同参画審議会」における審議を通じて、幅広い意見や専門的な視点を反映させながら、計画の確実な推進に努めています。

本報告書は、計画に定めた推進管理の考え方にに基づき、関連施策の取組状況を把握・評価し、今後の事業推進に向けた資料とするため、計画の体系に沿って令和6年度の事業実績を取りまとめたものです。

目 次

第1章 幕別町男女共同参画計画の概要	1
1 計画の名称	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画期間	2
5 計画の体系	2
6 計画の推進管理	4
(1) 計画の推進体制	4
(2) 計画の進捗管理	4
第2章 男女共同参画関連事業の実施状況評価	5
1 評価方法	5
2 評価結果	7
(1) 基本目標Ⅰ「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」	7
(2) 基本目標Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」	17
(3) 基本目標Ⅲ「安心して暮らせる社会の実現」	37

【資料】 男女共同参画関連事業・取組一覧（施策体系順）

第1章 幕別町男女共同参画計画の概要

1 計画の名称

「誰もが生きやすいまちを目指して ～幕別町男女共同参画計画～」

2 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少が進行する中、誰もがいきいきと暮らせる、多様性と活力のある社会を築いていくには、互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

国や北海道においては、男女共同参画に関する基本計画を定めて各種施策を進めており、男女共同参画社会の形成に一定の前進が図られてきました。

しかし、社会の中には固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることに加えて、政策・方針決定過程への女性の参画や雇用の場における男女格差の是正が不十分であることなど、いまだに多くの課題があります。

以上のことから、本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和7年3月に「誰もが生きやすいまちを目指して ～幕別町男女共同参画計画～」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、男女共同参画社会の実現に資する各種取組を体系的に整理した、総合的な施策の指針という性格を有します。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「北海道男女平等参画基本計画」を踏まえつつ、本町の「第6期幕別町総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合性を図っています。

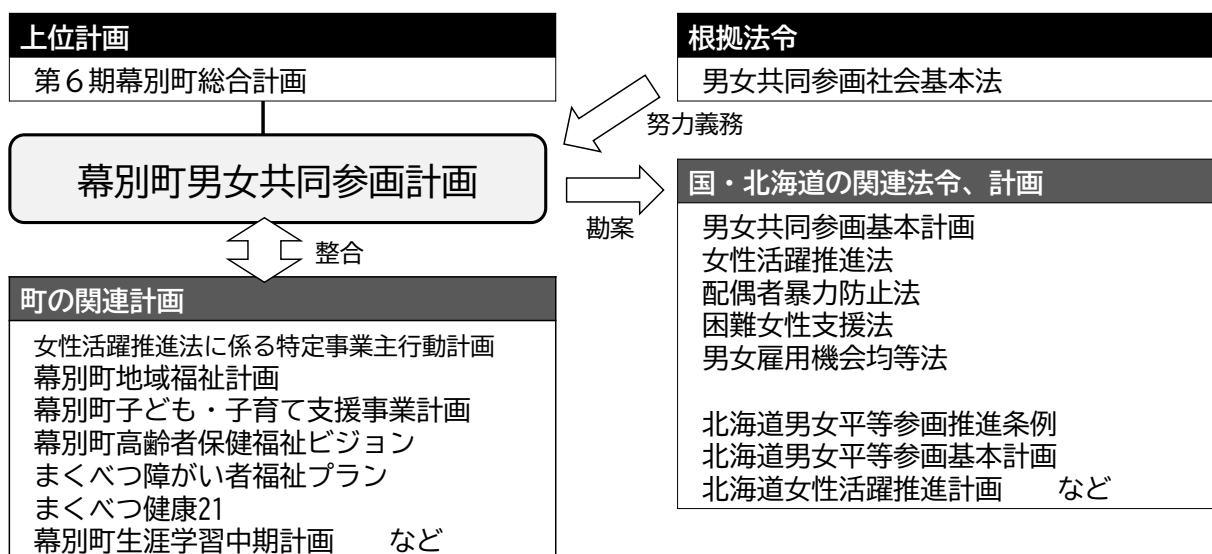


図1 計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とし、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応するため、計画の開始後、5年を目途に見直しを検討します。

5 計画の体系

本町における男女共同参画に関わる現状と課題を踏まえて、男女共同参画社会を実現するための3つの基本目標を定めるとともに、各基本目標の達成に向けた施策の基本的な方向性と、取り組むべき具体的な基本施策を整理しています。

■基本目標Ⅰ「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」
固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に関わりなくすべての人が個性と能力を發揮できる社会を形成するには、男女共同参画に関する意識の改革が必要になることから、家庭や職場、学校や地域社会などあらゆる場において啓発や教育を推進する。 すべての人が性別にとらわれることなく、一人の人間として人権を尊重される社会を実現するため、性の多様性に対する理解を促進する。
■基本目標Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」
多様性に富んだ活力ある地域づくりを進めるには、社会に生きるすべての人の意見が反映されることが重要になるため、働く場や地域社会を含め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画や地位向上を促進する。 ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透を図り、人生の各段階に応じた多様な生き方や働き方の選択を通じて、すべての人が活躍できる環境づくりを推進する。
■基本目標Ⅲ「安心して暮らせる社会の実現」
DVやセクハラといった女性に対する暴力の根絶に向け、人権に関する教育や啓発を通して暴力の予防・根絶に取り組み、安全・安心な社会づくりを推進する。 生涯を通じて健康を維持することは、安心して暮らすための前提となることから、妊娠・出産期や高齢期など、人生の各ステージに応じた健康支援を推進する。 あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる社会を実現するため、貧困や障がいなど、様々な困難に直面している人の支援に取り組む。

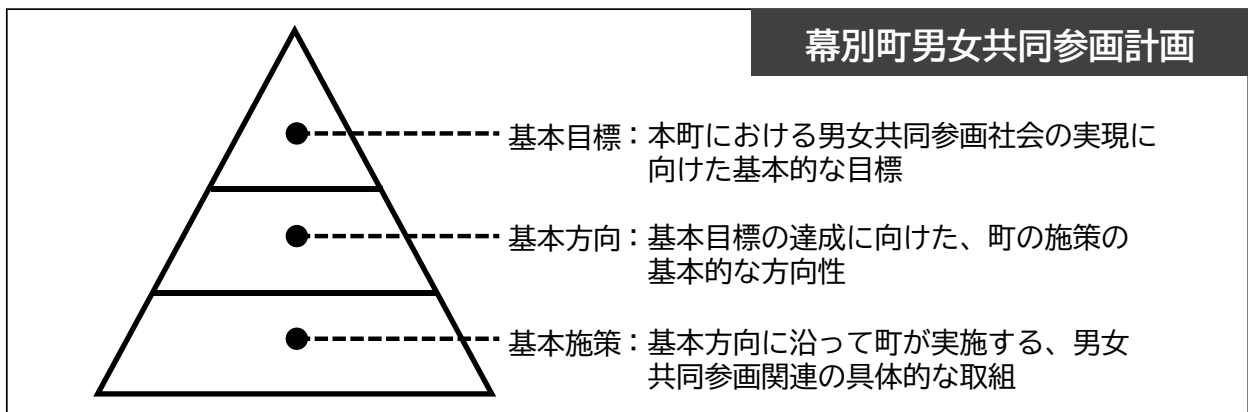
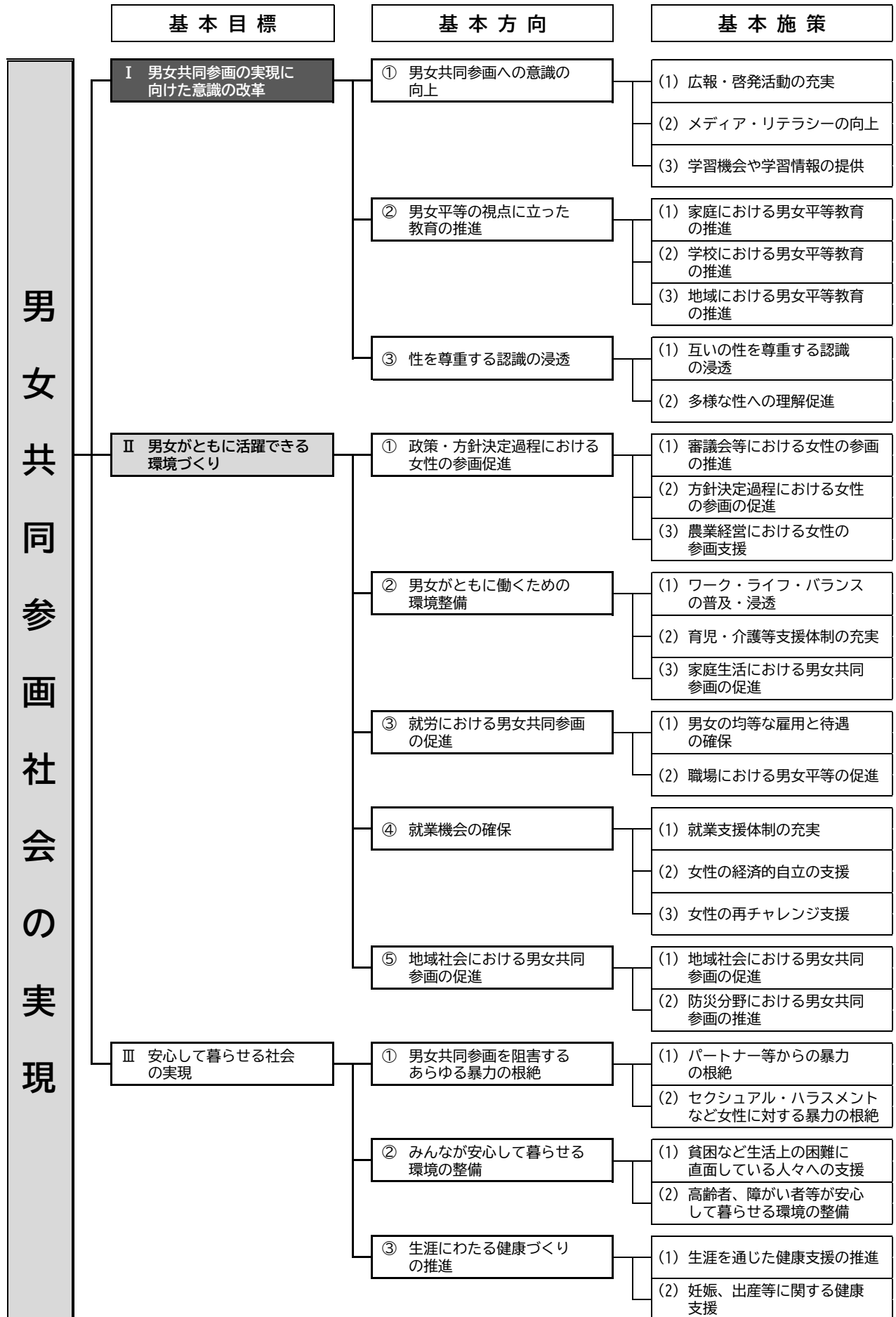


図2 計画の構成

【参考：計画の体系図】



6 計画の推進管理

(1) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範囲にわたり、その取組内容も多種多様であるため、計画の推進にあたっては、全庁的な組織である「幕別町男女共同参画推進本部」を中心として総合的かつ効果的な体制を構築し、部署横断的な連携を図りながら各施策に取り組めます。

また、住民や事業者等との連携として、住民や事業者など関係団体の代表者、有識者などで構成する「幕別町男女共同参画審議会」において、計画の推進状況の報告・意見聴取を行います。

(2) 計画の進捗管理

計画を実効性のあるものとするために、毎年度、各施策の実施状況の評価と取組の改善を行うことに加えて、定期的な効果検証を行います。

実施状況評価	…男女共同参画に関する基本施策としての具体的取組について、前年度の目標や実績などを確認し、各施策の実施状況进行评估する。
効果検証	…アンケート調査を実施して各基本目標の推進状況进行评估し、施策の効果検証を行う。

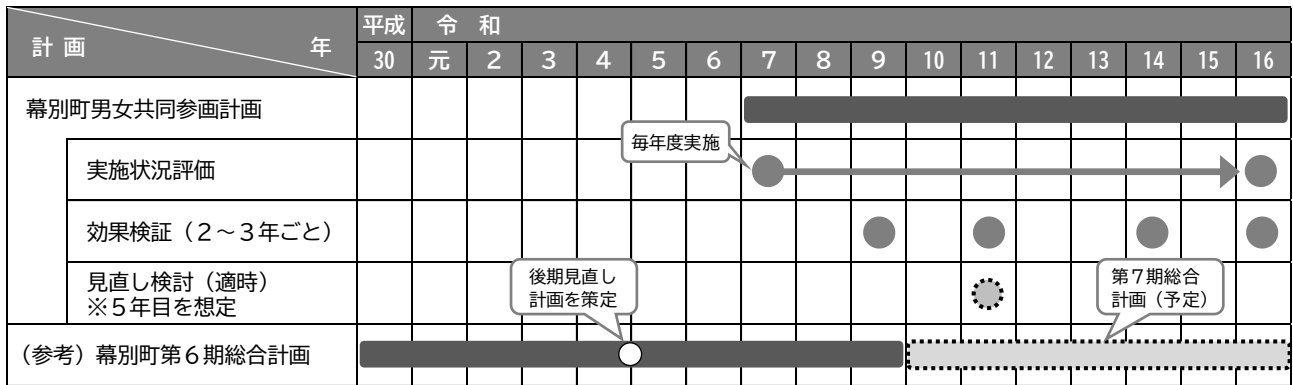


図 3 計画の進捗管理に関するイメージ図

第2章 男女共同参画関連事業の実施状況評価

1 評価方法

男女共同参画社会の実現に資する事業・取組について、「誰もが生きやすいまちを目指して ～幕別町男女共同参画計画～」に掲げる基本目標ごとに実施状況の評価をしています。

なお、実施状況評価は、次の①～⑦の内容で基本施策ごとに行い、次節「2 評価結果」に示す評価表のとおり整理しています。

① 対象年度

令和6年度に実施した事業・取組を評価対象としています。

② 基本目標-施策の基本方向-基本施策

評価対象事業に対応する基本目標、施策の基本方向及び基本施策の番号と内容を記載しています。

③ 事業・取組

計画の体系に沿って、各基本施策に紐づく事業・取組に通し番号を付しており、各事業等の番号と内容を記載しています。

④ 担当課・係

評価対象事業を所管する課・係を記載しています。なお、事業等の担当が複数に跨る場合は、関係する課・係をすべて示しています。

⑤ 令和6年度の実績と令和7年度の取組予定

担当課・係に対する調査を通じて、評価対象事業の令和6年度における具体的な実施内容と、令和7年度における取組予定を整理しています。

⑥ 実施状況の評価（自己評価）

表1に示す評価の視点に基づいて、令和6年度の実績に対する担当課・係としての評価を行うとともに、当該評価に関する担当としての考えや、取組が十分に実施できなかった場合はその理由、今後の展望等について記載しています。

なお、一つの事業・取組に複数の内容が含まれている場合や、担当が複数に跨る場合については、実施内容や重要性を総合的に勘案して重みづけし、実施状況の評価をしています。

表 1 実施状況に対する評価の区分と視点

評価	評価の視点
○ 十分に実施できた	<ul style="list-style-type: none"> ・事業等を予定どおり実施した ・事業等を男女共同参画推進に資する内容で実施した
△ 一定程度、実施できた	<ul style="list-style-type: none"> ・事業等を実施したが、予定していた内容を完遂できなかった ・事業等の一部で男女共同参画推進への配慮に欠けていた
× 不十分だった	<ul style="list-style-type: none"> ・事業等を実施しなかった ・事業等が男女共同参画の推進に反するような結果となった
－ その他	何らかの理由により中止・廃止等した

⑦ 基本施策の評価（客観評価）

上記⑥の担当課・係による実施状況の評価結果を踏まえ、表 2 に示す区分で、各事業等に対応する基本施策の推進状況や次年度以降の課題、改善点等を検討し、客観的な評価を行っています。

なお、基本施策の評価は、男女共同参画の推進を目的とする庁内組織である「幕別町男女共同参画推進本部」が実施し、その結果を外部委員で組織する「幕別町男女共同参画審議会」において審議することとしています。

表 2 基本施策に対する評価の区分

評価（今後の方向性）	
A	事業等をこれまで通り継続
B	事業等を一部見直しのうえ継続
C	事業等の抜本的な見直し、もしくは廃止
－	その他

2 評価結果

(1) 基本目標 I 「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」

基本目標 I に紐づく事業等の実施状況評価結果は、表 3～表 12 に示すとおりです。

表 3 基本施策「広報・啓発活動の充実」の実施状況評価結果

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	① 男女共同参画への意識の向上 固定的な性別役割分担意識や慣習、無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。		
基本施策	(1) 広報・啓発活動の充実		
事業・取組	No. 001		
	広報事業		
取組内容	男女共同参画に関連する記事を広報に掲載し、啓発を行う。		
担当課・係	住民課 住民活動支援係		
	令和6年度の実績	令和7年度の取組予定	
	<p>■ 広報紙に男女共同参画関連記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画週間（6月号） ・ 女性のための人権なんでも相談所（年4回） ・ 女性の人権ホットライン強化週間（11月号） 	<p>■ 広報紙に男女共同参画関連記事を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画週間（6月号） ・ 男女共同参画コラムの掲載（年4回） <p>※このほか、法務局からの依頼に応じて関連記事を掲載する。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>「男女共同参画週間」、「女性のための人権なんでも相談所」、「女性の人権ホットライン」といった、男女共同参画に関連する情報を広報紙に掲載し、町内における意識の醸成を図った。</p> <p>また、情報発信に際しては、「男らしさ、女らしさ」といった固定観念にとらわれない表現や、人権尊重に配慮した表現となるよう留意した。</p> <p>これらのことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言える。</p>		
	基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>広報紙を通じて、固定的な性別役割分担意識や慣習、無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画の啓発を行った。</p> <p>こうした事業・取組の実績を踏まえ、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後は、令和6年度に自治体版男女共同参画計画を策定したことを良い契機ととらえて、男女共同参画の意識改革に向けた広報をより一層充実させていくことが重要と考える。</p>	

表 4 基本施策「メディア・リテラシーの向上」の実施状況評価結果

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	① 男女共同参画への意識の向上		
	固定的な性別役割分担意識や慣習、無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。		
基本施策	(2) メディア・リテラシーの向上		
事業・取組	No.002		
	メディア・リテラシーに関する学習機会の充実		
取組内容	インターネットやSNSの情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、子どものうちからそうした能力を身に付けるための学習を行う。		
担当課・係	学校教育課		
	学校教育係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■町内学校において、情報モラル教育の中で、メディア・リテラシーに関する学習を行った。		■町内学校において、情報モラル教育の中で、メディア・リテラシーに関する学習を行う。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	インターネットやSNSの情報メディアの悪影響を及ぼすリスクや情報の取扱いを学ぶことで、未然にトラブルを回避する能力を身に付けることができたものと考えられる。		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	A：これまで通り継続 B：一部見直して継続 C：抜本的に見直し	学校における情報モラル教育で、インターネットやSNSの情報メディアにおける特性と活用方法を理解することができていることから、基本施策は順調に推進できていると評価する。 今後も、情報メディアにおけるトラブルを回避する能力を身に付けていくことが重要と考える。	

表 5 基本施策「学習機会や学習情報の提供」の実施状況評価結果

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	① 男女共同参画への意識の向上		
	固定的な性別役割分担意識や慣習、無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。		
基本施策	(3) 学習機会や学習情報の提供		
事業・取組	No.003		
	パネル展の実施		
取組内容	男女共同参画週間にパネル展を実施し、男女共同参画に関連する情報を提供する。		
担当課・係	住民課		
	住民活動支援係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■6/23～6/29の男女共同参画週間に合わせて、札幌コミュニティプラザギャラリーにおいてパネル展を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だれもがどれも選べる社会に」をキャッチフレーズに、性の多様性に関するパネル（8枚）を掲示 ・内閣府男女共同参画局発行のパンフレット「共同参画」を配布 		<p>■6/23～6/29の男女共同参画週間に合わせて、パネル展を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関するパネルを掲示 ・パンフレット「共同参画」を配布 ・住民意識の向上や啓発に向けたシールアンケートを実施 	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>男女共同参画社会基本法の基本理念等に関する国民の理解を深めるために全国で一斉に行事等を実施する「男女共同参画週間」にパネル展を開催することで、学習機会や関連情報の提供を通じ、町内における意識の醸成を図った。</p> <p>また、パネルの展示にあたっては、「性の多様性」という男女共同参画に関するトピックを選定し、来場者の関心が高まるよう配慮した。</p> <p>これらのことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言える。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>パネル展を通じて、男女共同参画社会についてを知る、考えるきっかけを作ることができており、こうした事業・取組の実績を踏まえ、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も取組を継続的に行い、より多くの人々が男女共同参画社会について考えるきっかけづくりをしていくことが重要と考える。</p>	

表 6 基本施策「家庭における男女平等教育の推進」の実施状況評価結果

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	② 男女平等の視点に立った教育の推進		
	性別に関わらず、誰もが自分らしい生き方を選べるよう、家庭や学校、地域における教育の機会の充実に取り組みます。		
基本施策	(1) 家庭における男女平等教育の推進		
事業・取組	No. 004		
	男女平等教育を育む家庭教育の推進		
取組内容	保護者等に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭内における男女平等意識の醸成を図る。		
担当課・係	生涯学習課 社会教育係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■小学校の長期休みにボランティア講師による自主学習の支援や施設見学を行う「学び隊」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み（6日間） ・冬休み（6日間） 		<p>■小学校の長期休みにボランティア講師による自主学習の支援や施設見学を行う「学び隊」を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み（6日間） ・冬休み（6日間）
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	「学び隊」の活動を通して、学年・性別に関係なく地域の児童が一緒になって勉強することで、自然と男女の隔たり無く協力し合うことが当たり前になり、家庭での男女平等意識の向上にも寄与した。		
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等		
B	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>実施状況から「長期休暇中の延べ12日間」に、自主学習に参加した児童等への学習機会や情報の提供は図られていると評価する。</p> <p>一方で、学び隊に参加していない児童や保護者に対しての家庭教育に関する学習機会や情報の提供といった意味では、より多様な情報提供の機会が必要と考える。</p>	

表 7 基本施策「学校における男女平等教育の推進」の実施状況評価結果

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	② 男女平等の視点に立った教育の推進		
	性別に関わらず、誰もが自分らしい生き方を選べるよう、家庭や学校、地域における教育の機会の充実に取り組みます。		
基本施策	(2) 学校における男女平等教育の推進		
事業・取組	No. 005		
	学校教育における男女平等教育の推進		
取組内容	男女共同参画意識の形成やジェンダーにとらわれない自立した男女を育成するため、広く男女平等の視点に立った教育を推進する。		
担当課・係	学校教育課		
	学校教育係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■町内学校で、社会・家庭科・道徳などの教科において、男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性を触れた学習を行った。		■町内学校で、社会・家庭科・道徳などの教科において、男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性を触れた学習を行う。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	学習指導要領に基づき、男女平等教育は学校教育全体を通じて行っており、児童生徒における男女平等の意識が高まっているものと考えられる。		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	A：これまで通り 継続 B：一部見直して 継続 C：抜本的に 見直し	学習指導要領に基づいた男女平等教育により、児童生徒における男女共同参画意識を高めることができたことから、基本施策は順調に推進できていると評価する。 今後も取組を継続的に行い、男女平等の視点に立った教育を推進することが必要と考える。	

表 8 基本施策「地域における男女平等教育の推進」の実施状況評価結果

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	② 男女平等の視点に立った教育の推進		
	性別に関わらず、誰もが自分らしい生き方を選べるよう、家庭や学校、地域における教育の機会の充実に取り組みます。		
基本施策	(3) 地域における男女平等教育の推進		
事業・取組	No.006		
	地域活動における男女共同参画の促進		
取組内容	地域づくりを担う人材を育成するため、協働のまちづくりを推進し、老若男女問わず地域活動に参画する意識の啓発に取り組む。		
担当課・係	住民課 住民活動支援係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■協働のまちづくり支援事業により、地域活動を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動支援：6件 ・町内会コミュニティ支援：22件 ・町内会環境美化支援：115件 ・町内会等助け合い活動支援：22件 ・町内会防災活動支援：1件 ・資源回収実践地区支援：76件 <p>⇒合計 9,211,641円を町内会等に交付</p>		<p>■協働のまちづくり支援事業により、地域活動を支援する。</p> <p>■町内会活動への多様な主体の参加促進について、町内会連絡会議の会議資料に盛り込むなどし、地域活動における意識の啓発を図る。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちを目指し、町内会等のニーズに応じて、地域活動に対する支援を行うことで、性別や年齢に関わらず住民のまちづくりへの参加を促した。</p> <p>このことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言えるが、本町の町内会活動への参加は男性が多い現状にあることから、今後は、多様な主体の参加を促すなどし、地域における男女共同参画の推進に向けた意識啓発を図っていく。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
B	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>町内会活動が活性化することで、老若男女がまちづくりに参加する意識の啓発ができており、地域における男女共同参画を一定程度促進できたと評価する。</p> <p>今後も、町内会への支援を継続することに加え、若者や女性への主体的な参加を促すこと、さらには未加入者へも町内会活動へ参加する意識を啓発することが重要と考える。</p>	

表 9 基本施策「互いの性を尊重する認識の浸透」の実施状況評価結果 (1/2)

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	③ 性を尊重する認識の浸透		
	すべての人が性別にとらわれず個人として尊重され、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。また、性的マイノリティの人々が抱える困難を軽減するため、パートナーシップ制度などの整備により、理解促進を図ります。		
基本施策	(1) 互いの性を尊重する認識の浸透		
事業・取組	No.007		
	人権尊重についての広報・啓発		
取組内容	人権啓発に関連する図書・パンフレット等の展示による広報・啓発を行う。		
担当課・係	図書館 図書係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■性教育及び「世界自閉症啓発デー」「プライド月間」「世界子どもの日」にあわせた関連図書等を展示した。		■性教育及び「世界自閉症啓発デー」「プライド月間」「世界子どもの日」にあわせた関連図書等を展示する。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	他課、他機関と連携することにより、関連図書に加え、リーフレット等を活用することで、より知識を深める展示を行うことができた。 今後も他課、他機関との連携を継続し、展示の充実を図ることで啓発に努める。		
事業・取組	No.008		
	学校教育における児童生徒への適切な性教育の実施		
取組内容	性に関する正しい知識の普及を図り、相談体制や情報の提供等に取組む。		
担当課・係	保健課 おやこ保健係	学校教育課 学校教育係	
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■学校教育の授業で使用する「赤ちゃん人形」「妊婦体験セット」の貸出しを実施した。 ・R6貸出し実績～中学校2か所、高校1か所 ■町内中学校において、外部講師を招き、保健体育の授業の中で、性に関する知識やいのちの大切さを学んだ。		■学校教育の授業で使用する「赤ちゃん人形」「妊婦体験セット」の貸出しを実施する。 ・R7貸出し予定～学校2か所、高校1か所 ■町内中学校において、外部講師を招き、保健体育の授業の中で、性に関する知識やいのちの大切さを学ぶ。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	「赤ちゃん人形」や「妊婦体験セット」を授業で使用することで、妊娠、出産、育児のイメージが付き、性に関する正しい知識を得るひとつの方法として、有効であったと考えられる。引き続き、貸し出しを実施していく。 町内中学校で助産師や看護学科教授などの外部講師を招き、具体的にわかりやすく性教育の説明を行うことで、生徒の理解が深まったものと考えられる。		

表 10 基本施策「互いの性を尊重する認識の浸透」の実施状況評価結果 (2/2)

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	③ 性を尊重する認識の浸透		
	すべての人が性別にとらわれず個人として尊重され、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。また、性的マイノリティの人々が抱える困難を軽減するため、パートナーシップ制度などの整備により、理解促進を図ります。		
基本施策	(1) 互いの性を尊重する認識の浸透		
事業・取組	No. 009		
	人権侵害に関する相談等の充実		
取組内容	人権擁護委員による人権相談の充実を図る。		
担当課・係	住民課 住民活動支援係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■法務省から委嘱を受けた町内の人権擁護委員による人権相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例相談：幕別5回、札内6回、忠類4回 ・特設相談：幕別1回 		<p>■法務省から委嘱を受けた町内の人権擁護委員による人権相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例相談：幕別5回、札内6回、忠類4回 ・特設相談：幕別1回 	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>性的指向や性同一性障害を含め、広く人権相談に応じる窓口を定期的に開設した。窓口では、法務省から委嘱された人権擁護委員が相談対応し、人権侵害の疑いがある場合には、人権侵害事件として調査を行い、その結果を踏まえて事案に応じた適切な措置を講じることができる体制を整えた。これらのことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言える。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>人権啓発に係る図書展示の取組を横断的な組織や機関と連携することや人権相談を通じて、人権尊重を深く考える機会を創ることができた。また、学校教育の中で、機材の貸出や外部講師からの講演を通じて、性に関する正しい知識を身に付けることができた。こうした実績を踏まえ、基本施策は順調に推進できていると評価する。今後も取組を継続的に行い、互いの性を尊重する意識をより一層醸成していくことが必要と考える。</p>	

表 11 基本施策「多様な性への理解促進」の実施状況評価結果 (1/2)

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	③ 性を尊重する認識の浸透		
	すべての人が性別にとらわれず個人として尊重され、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。また、性的マイノリティの人々が抱える困難を軽減するため、パートナーシップ制度などの整備により、理解促進を図ります。		
基本施策	(2) 多様な性への理解促進		
事業・取組	No. 010		
	多様な背景を持つ人たちへの理解の促進		
取組内容	関連する図書・パンフレット等の展示により、多様性への理解について啓発を行う。		
担当課・係	図書館		
	図書係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■世界各地でLGBTQ+の権利を啓発する活動が実施される「プライド月間（6月）」にあわせて、関連図書を展示した。		■「プライド月間（6月）」にあわせて、関連図書及びリーフレット等を展示する。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	他課、他機関と連携することにより、関連図書に加え、リーフレット等を活用することで、より知識を深める展示を行うことができた。 今後も他課、他機関との連携を継続し、展示の充実を図ることで啓発に努める。		

表 12 基本施策「多様な性への理解促進」の実施状況評価結果 (2/2)

基本目標	I 男女共同参画の実現に向けた意識の改革		
施策の基本方向	③ 性を尊重する認識の浸透		
	すべての人が性別にとらわれず個人として尊重され、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。また、性的マイノリティの人々が抱える困難を軽減するため、パートナーシップ制度などの整備により、理解促進を図ります。		
基本施策	(2) 多様な性への理解促進		
事業・取組	No. 011		
	多様な背景を持つ人たちへの理解の促進		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ制度を整備し、HPや広報を通じて関連する情報を発信する。 ・HPや男女共同参画週間での展示、庁内の資料などを通し、多様な性への理解促進について啓発を行う。 		
担当課・係	住民課 住民活動支援係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■令和7年3月に「幕別町パートナーシップ制度実施要綱」を制定し、翌年度の4月から運用開始できる体制を構築した。</p>		<p>■パートナーシップ制度の運用を開始するとともに、情報発信や啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP、広報による制度の周知 ・職員向けガイドラインの作成 など 	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>性的マイノリティのカップルに対し、その関係を自治体として受け止め、公的に認めることにより、安心感を持っていただくとともに、社会的な理解を広げていくことで生きづらさや困難の軽減を図り、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、幕別町パートナーシップ制度を導入した。</p> <p>このことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言えるが、今後は制度の構築に留まらず、周知・啓発活動を通じ、性の多様性に対するより一層の理解促進を図っていく。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>性的マイノリティに関する図書展示の取組を横断的な組織や機関と連携することで、多様性への理解を深める機会を創ることができた。また、パートナーシップ制度の開始により、公的に性的マイノリティのカップルの人権が認められ、性的弱者の不利益の解消へつながっていることから基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も、継続してパートナーシップ制度があるまちであることを幅広く周知していくことが重要と考える。</p>	

(2) 基本目標Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」

基本目標Ⅱに紐づく事業等の実施状況評価結果は、表 13～表 32 に示すとおりです。

表 13 基本施策「審議会等における女性の参画の推進」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	① 政策・方針決定過程における女性の参画促進 あらゆる施策に女性を含めた幅広い意見が反映させられるよう、審議会等の附属機関をはじめ、責任ある立場への女性の参画を推進します。また、女性が主体的に参画への意識と能力を高め、広く社会において活躍できるよう、人材育成等の支援に努めます。		
基本施策	(1) 審議会等における女性の参画の推進		
事業・取組	No. 012	女性委員の登用の促進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町政における政策や方針の意思決定過程に女性が参画できるよう、審議会等において男女の割合バランスのとれた委員構成を推進する。 ・ 審議会等における公募委員の改選期には、附属機関の担当部局から、女性に対して積極的な呼びかけや働きかけを行い、登用の促進を図る。 		
担当課・係	総務課 総務係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■ 審議会等における女性委員の登用を促進するため、公募委員の改選期において、女性に対する積極的な呼びかけを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R6. 4. 1現在の公募委員全体の女性登用割合は29.1% ・ R6年度改選の公募枠における女性登用割合は51.2% 		<p>■ 審議会等における女性委員の登用を促進するため、公募委員の改選期において、女性に対する積極的な呼びかけを行う。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>町の施策に幅広い意見が反映させられるよう、審議会等における公募委員の改選にあたって女性の登用を推進したことで、改選対象の公募枠の約半分を女性が占める結果となり、町政の意思決定過程における女性の参画に寄与できた。</p> <p>このことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言えるが、附属機関の委員全体で見ると、女性の割合は男性より低い状況にあることから、今後も男女の割合バランスの取れた委員構成を推進していく。</p>		
	基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>審議会等における改選対象の公募枠の約半分が女性となっており、着々と町政の意思決定過程に女性の参画が広がっていることから、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も、男女の割合バランスの取れた委員構成を推進していくために、女性を含めた幅広い意見が反映できる取組が重要と考える。</p>	

表 14 基本施策「方針決定過程における女性の参画の推進」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	① 政策・方針決定過程における女性の参画促進		
	あらゆる施策に女性を含めた幅広い意見が反映させられるよう、審議会等の附属機関をはじめ、責任ある立場への女性の参画を推進します。また、女性が主体的に参画への意識と能力を高め、広く社会において活躍できるよう、人材育成等の支援に努めます。		
基本施策	(2) 方針決定過程における女性の参画の推進		
事業・取組	No. 013		
	男女を問わない管理職への登用		
取組内容	将来的な管理職への登用を視野に、多様な業務経験を積むことのできる人事配置の推進及び計画的な職員研修の実施等を通じて、職責に応じた知識・技能を備えた人材を男女問わず育成する。		
担当課・係	総務課 総務係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■概ね3年で職員の人事異動を行っているほか、自己申告制の異動希望により職員の仕事への意欲を喚起するなど、様々な部署で経験を積むことができる環境を整えた。</p> <p>■業務上必要な能力の研鑽や専門的な知識の習得に向けた各種職員研修を実施した。</p> <p>・R6研修参加実績 女性236人/全体514人</p>		<p>■概ね3年で職員の人事異動を行うほか、自己申告制の異動希望により職員の仕事への意欲を喚起するなど、様々な部署で経験を積むことができる環境を整える。</p> <p>■業務上必要な能力の研鑽や専門的な知識の習得に向けた各種職員研修を実施する。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	定期的な人事異動や職員の希望に応じた配置によって、多様な業務経験を積む機会を提供するとともに、各種職員研修による知識・技能向上の支援を通じて、男女を問わず、責任ある立場への参画に向けた人材育成を推進した。これらのことから、取組を十分に実施したと考える。		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	定期的な人事異動や自己申告の異動希望制度により、多様な業務経験を積むことができる環境を整えられている。また、職責に応じた知識や技能を備えた人材を育成するために、各種職員研修を男女問わず行ってきたことから、基本施策は順調に推進できていると評価する。今後も取組を継続的に行い、町政の方針決定過程における女性の参画を推進していくことが必要と考える。	

表 15 基本施策「農業経営における女性の参画支援」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	① 政策・方針決定過程における女性の参画促進		
	あらゆる施策に女性を含めた幅広い意見が反映させられるよう、審議会等の附属機関をはじめ、責任ある立場への女性の参画を推進します。また、女性が主体的に参画への意識と能力を高め、広く社会において活躍できるよう、人材育成等の支援に努めます。		
基本施策	(3) 農業経営における女性の参画支援		
事業・取組	No.014		
	農村アカデミー事業		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入希望者、新規学卒者、Uターン者、農業後継者の配偶者等を対象に、座学講習、先進地視察研修等により、地域農業の中核を担う農業経営者、後継者等の育成・支援を行う。 ・農業経営にあたっては、おおむね45歳までの既婚者または18歳以上65歳未満の同居親族のいる方を対象として家族力を合わせて共に就農を目指すことを支援する。 		
担当課・係	農業振興担当		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■農村アカデミー事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロンティアコース※1 1組（夫婦） ・リーダーコース※2 1組（夫婦） ・ニューファーマーコース※3 1人（経営者の配偶者） <p>※1フロンティアコース 新規就農を目指して2～3年間研修</p> <p>※2リーダーコース 就農後、農業技術の向上、定着を目指してして2～3年間研修</p> <p>※3ニューファーマーコース 初期的な経営感覚の醸成、実践的な技術の向習得を目指してして2年間研修</p>		<p>■農村アカデミー事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロンティアコース ・短期農業体験コース ・ニューファーマーコース ・リーダーコース
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	ニーズを踏まえた農村アカデミー事業を実施することで、農業経営者の育成や家族を含めた就農の支援を通じて、農業経営における女性の参画を促進した。今後も新規就農フェア等の就農相談機会を通じて新規就農希望者の掘り起こし、研修機会の確保に努め、町内関係機関との連携により、円滑な新規就農の促進を目指すとともに、新規就農者においては確実な就農・継続のために今後も夫婦、または同居親族がいる方を推奨する。		
	基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	農村アカデミー事業により、農業経営者の育成と家族を含む就農支援を進め、女性の農業経営参画を促進できていると評価する。今後も、女性の主体的な農業経営参画の意識と能力向上を図るため、就農フェア等による新規就農希望者の掘り起こしと継続的な研修機会の確保、町内関係機関連携による円滑な就農への支援が必要と考える。	

表 16 基本施策「ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透」の実施状況評価結果 (1/3)

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
事業・取組	No.015		
	労働時間削減の促進		
取組内容	ノー残業デーの実施や労務管理の徹底により、職員の労働時間削減に努めるとともに、HPで時間外勤務の状況を公表する。		
担当課・係	総務課 総務係		
	令和6年度の実績		令和7年度取組予定
	<p>■毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退勤の声かけとともに時間外での会議を避けるなどのスケジュール管理を行った。</p> <p>■「ノー残業デー」及び22時以降の残業に対する総務課への事前協議や、月45時間を超える時間外勤務を命じた所属長から当該職員の「時間外勤務の主な内容と今後の見込み」について総務課へ報告する取組を行った。</p> <p>■10月末にHP及び広報にて時間外の実態を公表した。</p> <p>・R6時間外勤務実績：全体 38,259時間 一人当たり 189時間</p> <p>※R5時間外勤務実績：全体 39,578時間 一人当たり 197時間</p>		<p>■毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退勤の声かけとともに時間外での会議を避けるなどのスケジュール管理を行う。</p> <p>■「ノー残業デー」及び22時以降の残業に対する総務課への事前協議や、月45時間を超える時間外勤務を命じた所属長から当該職員の「時間外勤務の主な内容と今後の見込み」について総務課へ報告する取組を行う。</p> <p>■10月末にHP及び広報にて時間外の実態を公表する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	「ノー残業デー」の実施や深夜残業の事前協議などを徹底し、業務が特定の職員に偏ることのないよう、部、課及び係内での連携を図ることにより、毎年時間外勤務の縮減を推進しており、時間外勤務は減少傾向にあることから、取組を十分に実施したと考える。		

表 17 基本施策「ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透」の実施状況評価結果 (2/3)

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
事業・取組	No. 016		
	夏季休暇、年次有給休暇の取得促進		
取組内容	職員に対する特別休暇や年休の積極的な取得の呼びかけを行う。		
担当課・係	総務課 総務係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■年3回の夏季休暇の取得促進のため、職員周知を図るとともに、令和6年度から7月から9までの取得期間を6月から10月末まで期間に延長した。</p> <p>■年次有給休暇の取得促進のため、年5日の確実な取得の呼びかけと、所属長から所属職員に対する取得の働きかけを行った。</p> <p>・R6取得実績：平均13.1日 ※R5取得実績：平均12.3日</p>		<p>■年3回の夏季休暇の取得促進のため、職員周知を図るとともに、令和6年度から7月から9までの取得期間を6月から10月末まで期間に延長する。</p> <p>■有給休暇の取得促進のため、年5日の確実な取得の呼びかけと、所属長から所属職員に対する取得の働きかけを行う。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	夏季休暇、有給休暇ともに取得促進のため、グループウェアの掲示板で職員周知を図っており、職員全体で見ると取得日数の平均は増加傾向にあることから、取組を十分に実施したと考える。		

表 18 基本施策「ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透」の実施状況評価結果 (3/3)

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
事業・取組	No. 017		
	先進的家族経営協定の締結推進		
取組内容	家族で農業を営む経営体において、家族全員が働きやすい環境づくりを目的に、話し合いに基づいて経営方針や役割分担などを明確化する先進的家族経営協定の締結をゆとりみらい21推進協議会を通じて普及・啓発する。		
担当課・係	農林課 農政係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■先進的家族経営協定の締結を推進した。</p> <p>・締結実績 4件(戸)</p> <p>※協定書を交わし、本人、所属農協、普及センター、町農林課(写し)それぞれ保管している。</p>		<p>■先進的家族経営協定の締結を推進する。</p> <p>※3月末に向けてJAを通じて普及・啓発を図っていく。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	農業が親から子へ事業継承される際に、家庭内のルールや役割を定めることで、家族全員が働きやすい環境や話し合いを行うきっかけとなることから、今後も継続してゆとりみらい21推進協議会をとおして普及・啓発に努める。		
基本施策の評価(客観評価)		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A:これまで通り継続</p> <p>B:一部見直して継続</p> <p>C:抜本的に見直し</p>	<p>「ノー残業デー」や深夜残業の事前協議などが徹底されてきたため、時間外勤務の縮減が図られた。</p> <p>また、年次有給休暇の取得促進の呼びかけや夏季休暇取得期間の延長により、職員は気兼ねなく休暇が取れる環境となっている。</p> <p>さらに、経営体における先進的家族経営協定の締結は、農業分野における家庭内労働の環境改善への話し合いの契機となり、多様で柔軟な働き方への意識の向上につながっていると評価する。</p> <p>こうした事業・取組の実績を踏まえ、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も取組を継続的に行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けた周知を図ることが必要と考える。</p>	

表 19 基本施策「育児・介護支援体制の充実」の実施状況評価結果（1/5）

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(2) 育児・介護支援体制の充実		
事業・取組	No.018		
	延長保育事業		
取組内容	保護者の就労時間の多様化に対応するため、延長保育を実施する。		
担当課・係	こども課 保育係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■私立保育施設において、標準保育時間を超えて延長保育を実施した。 【札内青葉保育園】延べ利用児童数 1,205人 【札内南保育園】延べ利用児童数 830人		■私立保育施設において、標準保育時間を超えて延長保育を引き続き実施する。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	当該事業については、共働き世帯の増加や、就労時間の多様化などに対応する支援事業であり、保護者のニーズに対応するために、幕別町こども計画に基づき予定どおり事業を実施した。		
事業・取組	No.019		
	病後児保育事業		
取組内容	病気の回復期にある認可保育所の入所児童を専用スペースで一時的に保育する病後児保育事業を実施する。		
担当課・係	こども課 保育係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■札内青葉保育園において病後児保育事業を実施した。 ・延べ利用児童数 76人		■札内青葉保育園において、引き続き病後児保育事業を実施する。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	当該事業については、病気の回復期であるが、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な場合に利用できる支援事業であり、幕別町こども計画に基づき予定どおり事業を実施した。		

表 20 基本施策「育児・介護支援体制の充実」の実施状況評価結果（2/5）

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(2) 育児・介護支援体制の充実		
事業・取組	No. 020		
	放課後児童健全育成事業		
取組内容	就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生の放課後の生活の場として、学童保育所を設置し、居場所を提供する。		
担当課・係	こども課 保育係	保健福祉課 福祉係	
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■幕別地区・札内地区・忠類地区において、放課後児童健全育成事業を実施した。</p> <p>【年度末実績】294人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はぐるま学童保育所 49人 ・あすなろ学童保育所 59人 ・つくし学童保育所 125人 ・やまびこ学童保育所 47人 ・ちゅうるい学童保育所 14人 		<p>■幕別地区・札内地区・忠類地区において、引き続き放課後児童健全育成事業を実施する。農村地域の小学校に通う保護者からのニーズを受けて、農村地域の小学校に学童保育所の利用について周知する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	当該事業については、保護者が共働きなどにより昼間家庭にいない小学生の健全育成及び保護者の支援に資する事業であり、幕別町こども計画に基づき予定どおり事業を実施した。		

表 21 基本施策「育児・介護支援体制の充実」の実施状況評価結果 (3/5)

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(2) 育児・介護支援体制の充実		
事業・取組	No. 021		
	一時預かり事業		
取組内容	保護者の就労や疾病などにより、家庭において保育ができない児童に対して一時預かり保育を実施する。		
担当課・係	こども課 こども支援係	保健福祉課 福祉係	
	令和6年度の実績		令和7年度取組予定
	<p>■幕別地区・札内地区・忠類地区において、生後6か月（忠類地区は1歳）から小学校就学前までの児童を対象に一時保育事業を実施した。</p> <p>【延べ利用児童数】 2,296人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幕別地区（幕別子育て支援センター幕別分室）94人 ・札内地区（幕別子育て支援センター）2,154人 ・忠類地区（忠類子育て支援センター）48人 		<p>■幕別地区・札内地区・忠類地区において、引き続き一時保育事業を実施する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	当該事業については、保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れなどの理由で家庭における保育ができない児童を一定の期間、一時的、緊急的に預かる事業であり、幕別町こども計画に基づき予定どおり事業を実施した。		

表 22 基本施策「育児・介護支援体制の充実」の実施状況評価結果（4/5）

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(2) 育児・介護支援体制の充実		
事業・取組	No.022		
	ファミリー・サポート・センター事業		
取組内容	育児の援助を必要とする方と援助を行う方のマッチングを行い、子育て支援を実施する。		
担当課・係	こども課		
	こども支援係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）との相互の運営により、安心して子育てができることを目的としたファミリー・サポート・事業を実施した。</p> <p>【会員数】まかせて会員 44人 おねがい会員 93人</p> <p>【利用実績】（延べ利用人数）</p> <p>送迎 756人 預かり 18人 家事支援（保護者） 0人 育児支援（保護者） 13人 計 787人</p>		<p>■幕別地区・札内地区・忠類地区において、引き続きファミリー・サポート・事業を実施する。 ※まかせて会員の高齢化により会員の確保が必要であることから、事業実施にあたっては新規会員の獲得に向けた周知を行う。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	当該事業については、ボランティア活動により子育て世帯が安心して子育てができるための環境を整備する事業であり、幕別町こども計画に基づき予定どおり事業を実施した。		

表 23 基本施策「育児・介護支援体制の充実」の実施状況評価結果（5/5）

基本目標	II 男女がともに活躍できる環境づくり	
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備	
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。	
基本施策	(2) 育児・介護支援体制の充実	
事業・取組	No. 023	介護者への支援体制
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者等の相談体制を維持し、介護者の不安や悩み事の解消に努める。 ・介護用品等給付事業や在宅介護者の集い事業により介護者の身体的、経済的負担を軽減する。 ・充実した介護サービスが受けられるよう、サービス基盤を整備し、介護者家族の負担軽減に努める。 	
担当課・係	保健課 高齢者支援係	介護保険係
	令和6年度の実績	令和7年度の取組予定
	<ul style="list-style-type: none"> ■町内3カ所の総合相談窓口を設置し、相談体制を整えた。 ・令和6年度相談件数1,239件 ■介護用品等給付事業を実施した。 ・利用者数52人 ■在宅介護者の集いを行った。 ・2回24人参加 ■地域密着型通所介護1事業所、居宅介護支援事業所1事業所を新規で指定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■町内3カ所の総合相談窓口を設置する。 ■介護用品給付事業を実施する。 ■在宅介護者の集いを行う。 ■介護予防生活実態調査の対象者に、相談窓口やサービスの周知リーフレットを送付する。
実施状況	実施状況に対する考え方	
○	性別に関わりなく、介護する方を支援する事業を継続実施したほか、介護サービス基盤の整備により、安定的に充実した介護サービスが性別に関係なく提供される体制を整備できたことから、十分に実施したと言える。	
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<ul style="list-style-type: none"> A：これまで通り継続 B：一部見直しして継続 C：抜本的に見直し 	<p>「放課後児童健全育成事業」は、小学生が放課後の生活を安心して過ごせる場所の創出につながっており、男女ともに仕事と子育てを両立しながらの就業継続に寄与している。今後は、農村地域の希望する方が利用することができるよう事業の周知をしていく必要がある。</p> <p>「一時預かり事業」は、家庭で保育できない乳幼児や学童を、身近にある子育て支援センターで、一時預かりできることで、就労の継続や子育てのしやすさに寄与している。今後も、男女で協力しながらの子育てを支援する事業の一つとして継続していくことが必要である。</p> <p>「介護者の支援体制」は、家族が介護を継続できるように、専門職に身近で相談できる場所を設置した。また、介護者同士が一緒に悩みを共有したり、リフレッシュすることができる「在宅介護者の集い」の実施や「介護用品給付事業」で介護者の負担を軽減することで、介護を継続していくことに結びついている。今後も、男女を問わず介護を分担していけるよう、体制整備に努めていくことが重要と考える。</p> <p>各事業の実施により、育児・介護支援体制が確保され、男女がともに働くための環境が整備されていることから、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も、継続した事業の実施のため、担い手の確保と利用者への事業の周知を行っていくことが必要である。</p>

表 24 基本施策「家庭生活における男女共同参画の促進」の実施状況評価結果 (1/2)

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実に図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実に図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。		
基本施策	(3) 家庭生活における男女共同参画の促進		
事業・取組	No. 024	職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業・介護休業の制度の職員への周知・啓発を行う。 ・男性職員に対して育児休業の取得促進を行う。 		
担当課・係	総務課 総務係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<ul style="list-style-type: none"> ■育児休業の取得要件を満たす職員に対し、個別に取得の意思を確認した。 ・令和6年度中に取得可能になった職員のうち取得した割合は100% 		<ul style="list-style-type: none"> ■育児休業の取得要件を満たす職員に対し、個別に取得の意思を確認する。 ※対象者との面談を含めて制度の周知を徹底する。 ■40歳以上の職員に対し、介護休業制度の周知を図っていく。
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	仕事と家庭との両立支援に向けて育児休業制度の周知を図っており、令和6年度は対象職員の取得率100%を達成したことから、取組を十分に実施したと考える。男性職員への情報提供を徹底しながら、未就学児を養育している職員との面談を実施するなど、制度の周知を継続するとともに、今後は40歳以上の職員に向けて介護休業の制度を周知するなど、引き続き育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備に努めていく。		
事業・取組	No. 025	職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備	
取組内容	育児休業・介護休業の制度等の普及をはじめ、男女がともに働きながら育児や介護に取り組むことができる条件や環境づくり、支援体制の整備等について、事業者への周知・啓発を行う。		
担当課・係	商工観光課 商工労政係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<ul style="list-style-type: none"> ■関係記事を広報に掲載し、周知を行った。 ・働く女性の支援について(6月号) ※子育てや介護に関する支援制度等をまとめた「女性応援ポータルサイト(内閣府男女共同参画局)」を紹介 		<ul style="list-style-type: none"> ■関係記事を広報に掲載し、周知を行う。 ・働く女性の支援について
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	仕事と家庭との両立支援に向けた環境づくりを促進するため、関係記事を広報紙に掲載し、周知・啓発を行ったことから、取組を十分に実施したと言える。		

表 25 基本施策「家庭生活における男女共同参画の促進」の実施状況評価結果 (2/2)

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	
施策の基本方向	② 男女がともに働くための環境整備	
	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向けて、関連情報の提供や意識啓発を推進し、仕事と子育て・介護との両立を支援する体制の充実を図るとともに、基幹産業である農業分野における家庭内労働の環境改善にも取り組み、多様で柔軟な働き方を促進します。また、就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図るとともに、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、従業員の意識啓発に取り組みます。	
基本施策	(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	
事業・取組	No. 026	
	家庭内における固定的な性別役割分担にとられない意識啓発	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室実施を夜間に開催し、男女が参加しやすい体制を整える。 ・妊婦訪問、新生児訪問、産前産後サポート事業ママカフェを実施し、男女共同で家事育児を行うことができるような意識啓発に努める。 	
担当課・係	保健課 おやこ保健係	
	令和6年度の実績	令和7年度の取組予定
	<p>■家庭生活における男女共同参画に資する各種事業を実施した。</p> <p>①パパママ教室～実施回数：12回、参加者：69人（内訳：妊婦35人、パートナー34人）</p> <p>②妊婦訪問～訪問件数：91件</p> <p>③新生児訪問～訪問件数：114件</p> <p>④ママカフェ～参加者115人</p>	<p>■男女が参加しやすいよう、パパママ教室の夜間実施を継続する。</p> <p>■妊婦訪問、新生児訪問、産前産後サポート事業を継続し、男女共同で家事育児を行うことができるような意識啓発を行っていく。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方	
○	<p>男女でパパママ教室に参加しやすいよう夜間開催としていることで、男女での参加が多い。男性が妊婦体験を行うことで、妊婦への共感や理解の促進、命の大切さの体感、男女協力の意識向上に結びついた。</p> <p>助産師や保健師による妊婦訪問、新生児訪問、ママカフェでは、それぞれの家庭で男女共同で育児ができるよう、普及啓発を行うことができた。</p>	
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
B	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>町職員の意識啓発については、育児休業の取得率が100%を達成し、男女とも育児に関わる環境づくりを充実できており、今後も取組を継続的に行うとともに、介護休業を取得しやすい環境の整備も進めることとしている。</p> <p>家庭内の役割分担に関する啓発については、妊娠について男女が理解する機会を設け、出産、育児を男女が協力して行うことができるよう、パパママ教室やママカフェ、家庭訪問等を通じて、意識の向上を図った。</p> <p>こうした事業の実施により、家庭生活における男女共同参画を一定程度促進できたと評価する。</p> <p>一方で、事業者に対する両立支援体制整備の周知・啓発については、子育て・介護支援制度等の広報紙への掲載に留まっていることから、今後はワーク・ライフ・バランスの趣旨が事業者十分に浸透するよう、人材確保や定着率向上などの経営メリットにつながるような事例紹介を行うなど、より一層の理解促進を図ることが必要と考える。</p>

表 26 基本施策「男女の均等な雇用と待遇の確保」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	③ 就労における男女共同参画の促進		
	働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、すべての人にとって働きやすい職場環境づくりを促進します。		
基本施策	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保		
事業・取組	No. 027		
	働きやすい労働環境の整備推進		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、女性活躍推進法及びその他の労働関係法令の周知・普及に努める。 ・事業者に対して、採用や待遇面での男女差解消に向けた啓発を行う。 		
担当課・係	商工観光課 商工労政係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■関係記事を広報に掲載し、周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の支援について（6月号） <p>※女性の活躍に向けた制度や企業の取組促進に関する情報をまとめた「女性応援ポータルサイト（内閣府男女共同参画局）」を紹介</p>		<p>■関係記事を広報に掲載し、周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の支援について
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	働く場における女性の活躍に向けた環境づくりを促進するため、関係記事を広報紙に掲載し、周知・啓発を行ったことから、取組を十分に実施したと言える。		
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等		
B	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>広報紙において、女性の活躍に向けた制度や企業の取組促進に関する情報をまとめた「女性応援ポータルサイト（内閣府男女共同参画局）」を紹介しており、男女の均等な雇用と待遇の確保を一定程度推進できたと評価する。</p> <p>今後は事業者の理解をより一層深めていくため、広報紙での周知・啓発に留まらず、採用や待遇面における男女格差の解消に向け、情報発信の手法等について検討することが必要と考える。</p>	

表 27 基本施策「職場における男女平等の促進」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	③ 就労における男女共同参画の促進		
	働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、すべての人にとって働きやすい職場環境づくりを促進します。		
基本施策	(2) 職場における男女平等の促進		
事業・取組	No.028		
	職場における、性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するための啓発		
取組内容	性別にとらわれない職員採用及び配置を実施し、性別による固定的役割分担意識の解消を図る。		
担当課・係	総務課 総務係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■採用及び配置、役割分担は、性別にとらわれず能力や適性等に基づいて実施した。 ・女性職員の採用割合（R6.4.1採用の一般行政職） 55.6%</p>		<p>■採用及び配置、役割分担は、性別にとらわれず能力や適性等に基づいて実施する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	職場における男女平等を実現し、誰もが能力を発揮する機会が確保されるよう、性別にとらわれず、能力や適性等を踏まえた採用や配置を推進しており、令和6年度の新規採用者については、全体の約半数が女性となったことから、取組を十分に実施したと考える。		
	基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続 B：一部見直して継続 C：抜本的に見直し</p>	<p>職場の男女平等を実現するため、性別にとらわれず能力や適性に基づく採用・配置を推進しており、令和6年度の新規採用者は約半数が女性となったことから、基本施策は順調に推進できていると評価する。今後も取組を継続的に行い、採用にとどまらず評価・昇進・育成・賃金・働き方等の領域でも同様の原則を徹底し、能力に基づく機会の確保を持続的に高める必要があると考える。</p>	

表 28 基本施策「就業支援体制の充実」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	④ 就業機会の確保		
	多様な生き方が実現できる就業の機会を確保できるよう、女性の就業継続や再就職に関する情報提供、結婚・出産等で仕事を中途退職した女性の就業機会の拡大に取り組みます。		
基本施策	(1) 就業支援体制の充実		
事業・取組	No. 029		
	定年後再雇用制度などの普及啓発による雇用促進		
取組内容	事業所雇用実態調査（隔年実施）により、事業所に対して就業支援体制に関する意識調査を実施し、制度普及を図る。		
担当課・係	商工観光課		
	商工労政係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■事業所雇用実態調査未実施年であり、事業所に対して就業支援体制に関する意識調査を行えなかったため、窓口就業支援関連のパンフレット等を配置し、制度の周知を図った。</p>		<p>■事業所雇用実態調査により、事業所に対して就業支援体制に関する意識調査を実施する。 ■窓口就業支援関連のパンフレット等を配置し、制度の周知を図る。 ■商工会など関連する組織とも連携し、再雇用制度の普及啓発を実施する。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>事業所雇用実態調査の未実施年度であったことから、事業所に対して就業支援体制に関する意識調査を実施できなかったが、窓口での資料配架を通じて、就業機会の確保に向けた制度の周知に取り組んだ。 今後は雇用実態調査の年次に合わせた取組や資料の配架に留まらず、商工会など他機関との連携も図りながら情報提供を行うなど、再雇用制度等のさらなる普及啓発に努めていく。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
B	A：これまで通り継続	<p>事業所雇用実態調査が隔年調査であり令和6年度は未実施であったため、事業所に対する意識調査が実施できなかったが、窓口での資料配架による周知を通じて、就業支援体制の充実に向けた普及啓発は一定程度推進できたと評価する。 今後は、調査年以外の取組について、商工会と連携し、広報媒体を通じて会員事業者には制度概要を紹介するなどの周知を図り、事業所におけるより一層の理解促進に取り組むことが必要と考える。</p>	
	B：一部見直して継続		
	C：抜本的に見直し		

表 29 基本施策「女性の経済的自立の支援」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	④ 就業機会の確保		
	多様な生き方が実現できる就業の機会を確保できるよう、女性の就業継続や再就職に関する情報提供、結婚・出産等で仕事を中途退職した女性の就業機会の拡大に取り組みます。		
基本施策	(2) 女性の経済的自立の支援		
事業・取組	No. 030		
	ひとり親家庭の支援体制の充実		
取組内容	ひとり親家庭の相談や、児童扶養手当等の社会的自立に必要な情報を提供するほか、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努める。		
担当課・係	こども課 こども支援係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■離婚届出時や相談受付の際には、ひとり親対象の各種制度（児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、遺児援護金等）の説明を随時行っており、町広報紙や町ホームページを活用した、定期的な制度周知を図った。 また、保育の必要性の認定の際には、優先的に入所できるよう配慮に努めている。</p>		<p>■引き続き、離婚届出時や相談受付の際には、ひとり親対象の各種制度の説明を実施し、町広報紙や町ホームページを活用した、定期的な制度周知を図る。 保育の必要性の認定において、優先的に入所できるよう配慮に努める。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	ひとり親家庭の相談や支援について、町広報紙、ホームページなどを通じた周知により、児童扶養手当の受給者数は、令和6年度218人（うち父子10人）と一定程度の方が受給していることから、十分、経済的な自立に向けて寄与しているものと評価した。		
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等		
A	<p>A：これまで通り継続 B：一部見直して継続 C：抜本的に見直し</p>	<p>ひとり親家庭への相談・支援は、随時の説明対応や広報紙やホームページで制度を周知した結果、一定数の受給があることにより、経済的自立へ寄与していることから、基本施策は順調に推進できていると評価する。 今後も取組を継続的に行い、支援制度が必要な方へ情報が届くように定期的な周知などを行うことが必要と考える。</p>	

表 30 基本施策「女性の再チャレンジ支援」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	④ 就業機会の確保		
	多様な生き方が実現できる就業の機会を確保できるよう、女性の就業継続や再就職に関する情報提供、結婚・出産等で仕事を中途退職した女性の就業機会の拡大に取り組みます。		
基本施策	(3) 女性の再チャレンジ支援		
事業・取組	No. 031		
	<ul style="list-style-type: none"> ・再就業や職業訓練に関する情報の収集・提供 ・結婚や出産等で仕事を中途退職した女性の就業機会の拡大 		
取組内容	事業所雇用実態調査（隔年実施）により、事業所に対して再就業等に関するパンフレット等を配布し、情報提供を行う。		
担当課・係	商工観光課 商工労政係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■事業所雇用実態調査未実施年であり、事業所に対して女性の就業継続等に関する情報提供を行えなかった。</p>		<p>■事業所雇用実態調査に合わせて、事業所に対して女性の就業継続等に関するパンフレット等を配布し、情報提供を行う。</p> <p>■窓口にて女性の就業継続に関するパンフレット等を配置し、制度等の周知を図る。</p> <p>■商工会など関連する組織とも連携し、女性の再就業制度等の普及啓発を実施する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
—	<p>事業所雇用実態調査が未実施であったことから、事業所に対して女性の就業継続等に関するパンフレット等の配布ができず、情報提供を行えなかった。</p> <p>今後は雇用実態調査の年次に合わせた取組に留まらず、窓口における資料の配架や、商工会など他機関との連携による情報提供の実施など、様々な手法で女性の就業機会拡大に向けた周知・啓発に努めていく。</p>		
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等		
B	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>事業所雇用実態調査が隔年調査であり令和6年度は未実施であったため、事業所に対して女性の再就業等に関する情報提供を行えなかった。</p> <p>今後は、調査年以外の取組について、商工会と連携し、広報媒体を通じて会員事業者には制度概要を紹介するなどの周知を図り、事業所に対する確実な啓発に取り組むことが必要と考える。</p>	

表 31 基本施策「地域社会における男女共同参画の促進」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	⑤ 地域社会における男女共同参画の促進		
	性別に関わらず、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援を推進するとともに、防災活動における男女共同参画を促進し、女性の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。		
基本施策	(1) 地域社会における男女共同参画の促進		
事業・取組	No. 032		
	町内会活動の活動経費の一部を助成		
取組内容	町内会活動支援交付金の交付により、性別や年齢に関わらず、誰もが積極的に参加できる町内会活動の充実を図る。		
担当課・係	住民課 住民活動支援係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■町内会の自主的かつ主体的な地域活動を支援するため、町内会活動支援交付金を交付した。 対象町内会数：111 広報配布世帯数：10,223世帯（R6.4.1現在） 【活動支援交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織規模割 9,095,000円 ・戸数割 12,267,600円 ・合計 21,362,600円 		<p>■町内会の自主的かつ主体的な地域活動を支援するため、町内会活動支援交付金を交付する。 （再掲）町内会活動への多様な主体の参加促進について、町内会連絡会議の会議資料に盛り込むなどし、地域活動における男女共同参画を促進する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	町内会活動支援交付金の交付を通じて地域の主体的な活動を促進し、老若男女を問わず、誰もが地域活動に参加できる環境づくりを支援した。 このことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言えるが、本町の町内会活動への参加は男性が多い現状にあることから、今後は、多様な主体の参加を促すなどし、地域における男女共同参画のさらなる推進を図っていく。		
基本施策の評価（客観評価）	基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等		
B	<p>A：これまで通り継続 B：一部見直して継続 C：抜本的に見直し</p>	<p>町内会活動が活性化することで、老若男女がまちづくりに参加する環境づくりへの支援ができており、地域における男女共同参画を一定程度促進できたと評価する。 今後も、町内会への支援を継続することに加え、若者や女性への主体的な参加を促すこと、さらには未加入者へも町内会活動へ参加する意識を啓発することが重要と考える。</p>	

表 32 基本施策「防災分野における男女共同参画の推進」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり		
施策の基本方向	⑤ 地域社会における男女共同参画の促進		
	性別に関わらず、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援を推進するとともに、防災活動における男女共同参画を促進し、女性の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。		
基本施策	(2) 防災分野における男女共同参画の推進		
事業・取組	No. 033		
	女性の視点を取り入れた防災体制の確立		
取組内容	防災担当部局へ女性職員を配置する。		
担当課・係	総務課		
	総務係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■防災担当部局の人事配置において、女性職員を含めた体制を整えた。 ・R6配置：防災担当職員4名中、女性1名		■防災担当部局の人事配置において、女性職員を含めた体制を整える。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	女性の視点を取り入れ、防災分野の男女平等を推進するため、防災担当部局に女性職員を配置していることから、取組を十分に実施したと考える。		
事業・取組	No. 034		
	女性の視点を取り入れた防災体制の確立		
取組内容	避難所における更衣室やトイレ等について、安全性及びプライバシーを配慮する。		
担当課・係	防災環境課		
	防災危機管理係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■パーティション等の確保により、安全性やプライバシーへの配慮ができる体制を整えた。 (パーティションは500台程度を確保)		■パーティション等の確保により、安全性やプライバシーへの配慮ができる体制を整える。 (パーティションは500台程度を確保)	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	実際に避難所の開設をするような災害は発生していないが、発生した場合に各避難所に必要数を配備できるよう、町でも備蓄を行っているほか、災害時応援協定による資機材の提供を受けられるような体制を整えている。		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	A：これまで通り継続 B：一部見直して継続 C：抜本的に見直し	防災担当部局に女性職員を含めたことで、防災活動において女性の視点に立った取組や工夫を創出できる体制を整えている。 女性の視点を取り入れた防災体制の確立については災害時の避難所開設に備え、プライバシー確保については備蓄と応援協定で必要資機材を確保できる体制を整えている。 これらのことから、基本施策は順調に推進できていると評価する。 今後も、災害時応援協定の維持確保に加え、防災ナビの活用により防犯意識の向上や女性参画の運営体制の必要性などの理解促進に努めることが重要と考える。	

(3) 基本目標Ⅲ「安心して暮らせる社会の実現」

基本目標Ⅲに紐づく事業等の実施状況評価結果は、表 33～表 41 に示すとおりです。

表 33 基本施策「パートナー等からの暴力の根絶」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	① 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 DV被害について安心して相談できる窓口の充実を図り、関連機関とも連携しながら、被害者の発見から保護、自立までの切れ目ない支援を推進します。		
基本施策	(1) パートナー等からの暴力の根絶		
事業・取組	No. 035	公営住宅事業	
取組内容	DV被害者の居住の安定を図り、自立の支援を行う。		
担当課・係	都市計画課 住宅係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■役場窓口において、DV被害者の居住に関する相談に対応できる体制を整えた。 ・R6は相談及び入居の実績なし		■随時入居相談の受け付け及び申込みの支援を行う。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	令和6年度は実績なしだが、受付体制は整えていたため、十分に実施できたと評価する。		
事業・取組	No. 036	DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口の設置	
取組内容	DV被害を始めとした悩みごとを聞いた上で、一緒に問題点を整理し、必要に応じて解決するための支援を行う。		
担当課・係	福祉課 社会福祉係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
■DV被害を始めとした悩み事の相談を受け付けた。 ・相談件数4件		■DV被害を始めとした悩みごとを聞いた上で、一緒に問題点を整理し、必要に応じて解決するための支援を行う。	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	DV被害は女性にも男性にも起こり得ることであり、相談者に寄り添い悩み事を聞いた上で、利用可能な制度等について助言を行うことができた。これらのことから、予定していた事業・取組を十分に実施したと言える。		
基本施策の評価(客観評価)		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	A:これまで通り継続 B:一部見直して継続 C:抜本的に見直し	DV被害は男女に起こりえることであり、相談者に寄り添った対応と制度案内を実施したことから、基本施策は順調に推進できていると評価する。 今後も同様の体制を継続するほか、広報で相談窓口を周知し、職員研修の実施により関係機関との連携や窓口対応の強化を図るなど、DV被害者が安心して相談できる体制を充実させることが必要と考える。	

表 34 基本施策「セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶」
の実施状況評価結果

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	① 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶		
	DV被害について安心して相談できる窓口の充実を図り、関連機関とも連携しながら、被害者の発見から保護、自立までの切れ目ない支援を推進します。		
基本施策	(2) セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶		
事業・取組	No.037		
	セクシュアル・ハラスメントなどの防止・排除に向けた周知・啓発		
取組内容	ハラスメント全般に関する正しい理解の促進と防止に向けた周知・啓発に取り組む。		
担当課・係	総務課 総務係	商工観光課 商工労政係	
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■職場内でハラスメント防止研修を行った。 ・参加実績：128人</p> <p>■事業所雇用実態調査未実施年であり、事業所に対してハラスメントに関するパンフレット等を配布できなかった。</p>		<p>■新規採用職員に「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程及び指針について」の研修を行う。</p> <p>■職場内でハラスメント防止研修を行う。</p> <p>■事業所雇用実態調査に合わせて、事業所に対してハラスメントに関するパンフレット等を配布し、周知・啓発を行う。</p> <p>■窓口に関連するパンフレット等を配置し、事業所におけるハラスメント防止に向けた啓発を図る。</p> <p>■商工会など関連する組織とも連携し、事業所におけるハラスメント防止に向けた周知を行う。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
△	<p>ハラスメントの防止に向け、職場内研修を通じて正しい知識の理解や対応の習得を促し、町職員の意識啓発を図ったが、一方で、事業所雇用実態調査が未実施であったことから、事業所に対するハラスメント関連パンフレット等の配布ができず、情報提供を行えなかった。</p> <p>今後は雇用実態調査の年次に合わせた取組に留まらず、窓口における資料の配架や、商工会など他機関との連携による情報提供の実施など、様々な手法で事業所におけるハラスメント防止に向けた周知・啓発に努めていく。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
B	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>町職員への周知・啓発としては、職場内研修を通じて正しい知識と対応の習得を促したことから、セクハラなど女性に対する暴力の根絶に向けた取組を一定程度推進できたと評価する。</p> <p>一方で、事業所に対する情報提供が不十分であったことから、雇用実態調査を実施しない年の取組について、資料配架や商工会と連携した情報提供などの周知を図ることで、事業所に対してハラスメント全般に関する正しい理解の促進と、防止に向けた啓発に確実に取り組むことが必要と考える。</p>	

表 35 基本施策「貧困など生活上の困難に直面している人々への支援」の
実施状況評価結果 (1/2)

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	② みんなが安心して暮らせる環境の整備		
	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。		
基本施策	(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援		
事業・取組	No. 038		
	公営住宅事業		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する低所得者への住宅の供給を実施する。 ・住宅家賃の減免を実施する。 		
担当課・係	都市計画課 住宅係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■住宅に困窮する低所得者に対し、公営住宅への入居支援や家賃減免を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入居 45戸（募集 74戸） ・減免件数 283件 ・町HP及び広報紙での募集案内の実施（奇数月、7月以降毎月） 		<p>■住宅に困窮する低所得者に対し、公営住宅への入居支援や家賃減免を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時入居受付け、減免申請受付けを行う。 ・町HP及び広報での募集案内を行う（毎月）。
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	住宅の募集及び入居申込みの遅滞のない実施、減免申請の受付けを行っていたため、十分に実施できたと評価する。		

表 36 基本施策「貧困など生活上の困難に直面している人々への支援」の実施状況評価結果 (2/2)

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	② みんなが安心して暮らせる環境の整備		
	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。		
基本施策	(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援		
事業・取組	No. 039		
	よろず相談窓口の設置		
取組内容	どこに相談すれば良いのかわからない場合の包括的な相談窓口を設置し、課題の解決に向けた支援を行う。		
担当課・係	福祉課		
	社会福祉係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■よろず相談窓口を設置するとともに、窓口で受けた相談が複雑化・複合化している場合はコミュニティソーシャルワーカーに繋ぎ、必要な関係機関と調整することで、問題の解決に向けて動くことができた。</p> <p>・新規相談件数5件、継続案件3件 重層的支援会議1件、支援会議なし 整理中案件5件、重層対象外2件</p>		<p>■相談窓口の周知をするとともに、複雑化・複合化した問題の解決に取り組む。</p> <p>■グループワークによるケース検討や庁内外の関係機関向けの職員研修を行い、関係職員の相談力の資質の向上を図る。</p> <p>■職員へ事業の周知を図り、複雑化・複合化した問題の情報提供を呼びかける。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	窓口で受けた相談が、複雑化・複合化している場合はコミュニティソーシャルワーカーに繋ぎ、必要な関係機関と調整することで、問題の解決に向けて動いている。複雑化・複合化している問題であり解決まで時間がかかるが、予定していた事業・取組を十分に実施していると言える。		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<p>A：これまで通り継続</p> <p>B：一部見直して継続</p> <p>C：抜本的に見直し</p>	<p>低所得者向けに、公営住宅の新規入居45戸・家賃減免283件を実施し、HP・広報で募集案内を継続して実施していること、また、よろず相談窓口を設置することで、どのような問題でも安心して相談することができ、必要な関係機関と調整することで、問題解決に向けて、動き出すことができた。</p> <p>こうした事業・取組の実績を踏まえ、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も取組を継続的に行い、複雑化・複合化する相談に対応していくことが必要と考える。</p>	

表 37 基本施策「高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備」の実施状況評価結果 (1/2)

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	② みんなが安心して暮らせる環境の整備		
	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。		
基本施策	(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備		
事業・取組	No. 040		
	公営住宅整備事業		
取組内容	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公営住宅の建替えを実施する。		
担当課・係	都市計画課 住宅係	建築係	
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
■あかしや南団地建替事業を実施した。 ・ユニバーサルデザイン住戸 16戸建築 ・バリアフリー住戸 8戸建築※1階部分のみ		■あかしや南団地建替事業を実施する。 ・ユニバーサルデザイン住戸 16戸建築予定 ・バリアフリー住戸 8戸建築予定※1階部分のみ	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	「幕別町公営住宅等長寿命化計画」のとおり建替えを実施できたため、十分に実施できたと評価する。		
事業・取組	No. 041		
	障がい者の生活・就労に関する支援		
取組内容	・障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らせるよう障害福祉サービスの提供、相談支援体制の充実を図る。 ・障がい者の就労支援のため、職場体験事業、チャレンジ雇用事業を実施する。		
担当課・係	福祉課 障がい福祉係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
■障がい福祉サービスの提供に向け、障がい者が希望するサービスの支給決定を行った。 【町内の障がい福祉サービス提供体制】 居宅介護 4事業所、生活介護 5事業所 就労支援B 5事業所、短期入所 5事業所 共同生活援助 6事業所、相談支援 6事業所 ※日中活動、住居支援ともに整備されてきている。 ■障がい者の就労支援を実施した。 ・職場体験事業 5名(企業体験3名) ・チャレンジ雇用 2名		■障がい福祉サービスの提供に向け、障がい者が希望するサービスの支給決定を行う。 ※このほか、相談支援の充実のため、相談支援専門員の質やスキル向上に向けた自立支援協議会相談部会での事例検討・研修会に取り組む。 ■障がい者の就労支援を実施する。 ・職場体験事業 ・チャレンジ雇用	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	障がい福祉サービスの提供、相談支援体制はある程度整いつつあり、障がい者が希望するサービスを利用することができており、相談支援充実のための取組も行っている。障がい者の就労支援については、年度により応募の多寡があり、一般就労まで至らないケースも多いが、就労への意欲向上には期待できることから、今後も申込者には一般就労を目指してもらいながら、事業実施を通じた支援に取り組んでいく。		

表 38 基本施策「高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備」の
実施状況評価結果 (2/2)

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	② みんなが安心して暮らせる環境の整備		
	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。		
基本施策	(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備		
事業・取組	No. 042		
	高齢者への支援体制		
取組内容	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者見守りネットワークや食の自立支援サービス事業などを実施する。		
担当課・係	保健課		
	高齢者支援係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者見守りネットワーク事業を行った。 ・ 通報延件数4件 ■ 食の自立支援サービス事業において配食時の安否確認を行った。 ・ 延配食数19,568食 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者見守りネットワーク事業や食の自立支援事業を継続実施する。 	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	性別に関わりなく、見守り事業を行い安心して生活ができる環境を整えている。		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<ul style="list-style-type: none"> A：これまで通り継続 B：一部見直して継続 C：抜本的に見直し 	<p>公営住宅等におけるユニバーサルデザインの採用など、実績から十分な取組が進められていると評価する。また、地域の見守りネットワークや食の自立支援サービスなどの見守り体制により、住み慣れた地域で安心して男女ともに生活していくことができた。</p> <p>障がい者の生活・就労に関する支援については、サービス提供と相談支援体制の整備が進み、希望するサービスの利用が可能となっている。就労支援は一般就労到達は現状では限定的であるが、意欲向上の効果を踏まえ事業の継続が必要である。</p> <p>今後は、相談支援における対応力向上のため、自立支援協議会相談部会での事例検討・研修会を実施する必要があると考える。</p> <p>各事業の実施により、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境が整備されていることから、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も取組を継続的に行い、必要な支援に結び付けていくことが重要と考える。</p>	

表 39 基本施策「生涯を通じた健康支援の推進」の実施状況評価結果（1/2）

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	③ 生涯にわたる健康づくりの推進		
	生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった各ライフステージに応じた健康支援を推進します。		
基本施策	(1) 生涯を通じた健康支援の推進		
事業・取組	No. 043		
	各種健診体制の充実		
取組内容	特定健診、後期高齢者健診、各がん検診を実施することで、生活習慣の改善や健康の維持増進を図り、健康寿命の延伸に努める。		
担当課・係	保健課 健康推進係		
	令和6年度の実績		令和7年度の取組予定
	<p>■特定健康診査、後期高齢者健康診査の実施（集団検診及び委託している指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数：特定健康診査 1,897人 後期高齢者健康診査 1,045人 <p>■特定保健指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被指導者数：202人 <p>■胃・肺・大腸がん検診の実施（集団検診等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数：胃がん検診 1,328人 肺がん検診 2,168人 大腸がん検診 2,330人 <p>■子宮がん・乳がん検診の実施（集団検診及び委託している指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数：子宮がん検診 1,026人 乳がん検診 872人 <p>■成人歯科健診（委託している指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数：46人 <p>■結核検診、エキノコックス症検査、肝炎ウイルス検査の実施（集団検診）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数：結核検診 1,243人 エキノコックス症検査 105人 肝炎ウイルス検査 61人 <p>■人間ドック・脳ドック受診料金助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数：人間ドック 971人 脳ドック 147人 		<p>■前年度の各種健診を継続することに加えて、女性を対象に骨粗しょう症検診（集団検診）を実施する。</p>
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>各種健診や保健指導、がん検診を町の集団検診や個別の医療機関で実施し、料金の助成をすることで、より受けやすく事業展開することで、健康状態の変化や生活習慣の改善点に気づき、自立した生活を送る期間を伸ばせるよう取り組んでいる。</p> <p>令和7年度からは、20歳以降を対象にしていた成人歯科健診を18歳以降に拡充し、児童生徒に対する歯科健診から、切れ目なく歯科健診を受けられる体制とする。</p> <p>女性に多い骨粗しょう症の予防を若いうちから行い、骨折により要介護状態になることを予防することができるよう、40歳以上70歳以下の5歳刻みで、女性を対象にした骨粗しょう症検診を令和7年度から実施する。</p>		

表 40 基本施策「生涯を通じた健康支援の推進」の実施状況評価結果 (2/2)

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	③ 生涯にわたる健康づくりの推進		
	生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった各ライフステージに応じた健康支援を推進します。		
基本施策	(1) 生涯を通じた健康支援の推進		
事業・取組	No. 044		
	健康教室などの開催による健康づくりの推進		
取組内容	男性のための料理教室や子育て中の女性も参加できるように託児のある運動教室を実施するなど、ライフスタイルに配慮し、性差や年代などに応じた健康づくり講座や料理教室を行う。		
担当課・係	保健課 健康推進係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくり講座の実施 ■料理教室の実施 ・男性を対象にした料理教室の開催 2回 (男の料理教室) ・託児のある事業 10回 (からだケア&体力アップ講座6回、食改さんとつくるアイデア料理教室1回、YOGAで「キレイ」を作ろう3回) ・夜間帯に実施した事業 12回 (KARADA(カラダ)ととのえ講座9回、背骨のコンディショニング3回) ・60歳以上を対象にした事業 3回 (低栄養&ロコモ予防の料理講座) ・疾病予防を目的とした事業 2回 (適塩クッキング) 		<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくり講座の実施 ■料理教室の実施 ・男性を対象にした料理教室の開催 ・託児のある事業 ・夜間帯に実施した事業 ・60歳以上を対象にした事業 ・疾病予防を目的とした事業 	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	健康に関する情報提供や健康につながる生活習慣改善のためのきっかけを、体験や実習、講話などを通して理解が深まるように企画し、性差や年代の課題に沿った内容や事業内容を実施できた。		
基本施策の評価(客観評価)		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	<ul style="list-style-type: none"> A: これまで通り継続 B: 一部見直して継続 C: 抜本的に見直し 	<p>男女ともに健康的な生活を送ることができるよう、各種健診やがん検診を実施した。健診(検診)を受けやすい体制を整え、自分の健康状態の振り返りや、病気の早期発見、治療に結びついている。</p> <p>健康づくり講座は、男性、女性、年代、就業などそれぞれのライフスタイルに合わせた内容で、参加しやすい体制を整え実施している。</p> <p>各事業の実施により、生涯を通じた健康支援の充実を図ったことから、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も取組を継続的に行うとともに、女性を対象とした骨粗しょう症検診の実施や、時代のニーズに合わせた健康づくり講座の内容見直しを通じて、生涯にわたる健康づくりをより一層支援することが重要と考える。</p>	

表 41 基本施策「妊娠、出産等に関する健康支援」の実施状況評価結果

基本目標	Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現		
施策の基本方向	③ 生涯にわたる健康づくりの推進		
	生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった各ライフステージに応じた健康支援を推進します。		
基本施策	(2) 妊娠、出産等に関する健康支援		
事業・取組	No. 045		
	妊娠、出産に関わる学習機会の充実		
取組内容	妊娠、出産についての知識を学び、不安の解消を図るため、妊娠届出時の面談、産前産後サポート事業（ママカフェ）、パパママ教室、妊婦訪問を実施する。		
担当課・係	保健課		
	おやこ保健係		
令和6年度の実績		令和7年度の取組予定	
<p>■妊娠、出産等に関わる健康の支援につながる各種事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の面談～面談件数：134件 ・パパママ教室～実施回数：12回、参加者：69人（内訳：妊婦35人、パートナー34人） ・妊婦訪問～訪問件数：91件 		<p>■各種事業を継続し、男女ともに、妊娠、出産について理解を深める機会を提供する。</p>	
実施状況	実施状況に対する考え方		
○	<p>さまざまな事業や場面を通じて、妊娠や出産について理解をし、イメージをつけることができよう、保健師や助産師が支援をすることができた。</p> <p>今後も、安心して妊娠期を過ごし、出産、子育てを行っていくことができるよう、切れ目のない支援を継続していく。</p>		
基本施策の評価（客観評価）		基本施策の評価に対する考え方、今後の課題や改善点等	
A	A：これまで通り継続	<p>母子手帳発行時の面談から、妊娠期～出産～子育て期を安心して過ごせるよう、パパママ教室や妊婦訪問、健康相談、ママカフェなどの事業を通じて、男女がそれぞれイメージがつくように情報提供していることから、基本施策は順調に推進できていると評価する。</p> <p>今後も取組を継続的に行い、見通しを立てながらそれぞれの時期を過ごすことができるよう、支援していくことが必要と考える。</p>	
	B：一部見直して継続		
	C：抜本的に見直し		

【 資 料 】

■男女共同参画関連事業・取組一覧（施策体系順） (1/2)

No.	基本 目標	基本 方向	基本 施策	事業・取組	課	係
001	I	①	(1)	広報事業	住民課	住民活動支援係
002	I	①	(2)	メディア・リテラシーに関する学習機会の充実	学校教育課	学校教育係
003	I	①	(3)	パネル展の実施	住民課	住民活動支援係
004	I	②	(1)	男女平等教育を育む家庭教育の推進	生涯学習課	社会教育係
005	I	②	(2)	学校教育における男女平等教育の推進	学校教育課	学校教育係
006	I	②	(3)	地域活動における男女共同参画の促進	住民課	住民活動支援係
007	I	③	(1)	人権尊重についての広報・啓発	図書館	図書係
008	I	③	(1)	学校教育における児童生徒への適切な性教育の実施	保健課 学校教育課	おやこ保健係 学校教育係
009	I	③	(1)	人権侵害に関する相談等の充実	住民課	住民活動支援係
010	I	③	(2)	多様な背景を持つ人々への理解の促進	図書館	図書係
011	I	③	(2)	多様な背景を持つ人々への理解の促進	住民課	住民活動支援係
012	II	①	(1)	女性委員の登用の促進	総務課	総務係
013	II	①	(2)	男女を問わない管理職への登用	総務課	総務係
014	II	①	(3)	農村アカデミー事業	農業振興担当	—
015	II	②	(1)	労働時間削減の促進	総務課	総務係
016	II	②	(1)	夏季休暇、年次有給休暇の取得促進	総務課	総務係
017	II	②	(1)	先進的家族経営協定の締結推進	農林課	農政係
018	II	②	(2)	延長保育事業	こども課	保育係
019	II	②	(2)	病後児保育事業	こども課	保育係
020	II	②	(2)	放課後児童健全育成事業	こども課 保健福祉課	保育係 福祉係
021	II	②	(2)	一時預かり事業	こども課 保健福祉課	こども支援係 福祉係
022	II	②	(2)	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	こども支援係
023	II	②	(2)	介護者への支援体制	保健課	高齢者支援係 介護保険係
024	II	②	(3)	職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備	総務課	総務係
025	II	②	(3)	職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備	商工観光課	商工労政係
026	II	②	(3)	家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識啓発	保健課	おやこ保健係

■男女共同参画関連事業・取組一覧（施策体系順） （2/2）

No.	基本 目標	基本 方向	基本 施策	事業・取組	課	係
027	Ⅱ	③	(1)	働きやすい労働環境の整備推進	商工観光課	商工労政係
028	Ⅱ	③	(2)	職場における、性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するための啓発	総務課	総務係
029	Ⅱ	④	(1)	定年後再雇用制度などの普及啓発による雇用促進	商工観光課	商工労政係
030	Ⅱ	④	(2)	ひとり親家庭の支援体制の充実	こども課	こども支援係
031	Ⅱ	④	(3)	・再就業や職業訓練に関する情報の収集・提供 ・結婚や出産等で仕事を中途退職した女性の就業機会の拡大	商工観光課	商工労政係
032	Ⅱ	⑤	(1)	町内会活動の活動経費の一部を助成	住民課	住民活動支援係
033	Ⅱ	⑤	(2)	女性の視点を取り入れた防災体制の確立	総務課	総務係
034	Ⅱ	⑤	(2)	女性の視点を取り入れた防災体制の確立	防災環境課	防災危機管理係
035	Ⅲ	①	(1)	公営住宅事業	都市計画課	住宅係
036	Ⅲ	①	(1)	DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口の設置	福祉課	社会福祉係
037	Ⅲ	①	(2)	セクシュアル・ハラスメントなどの防止・排除に向けた周知・啓発	総務課 商工観光課	総務係 商工労政係
038	Ⅲ	②	(1)	公営住宅事業	都市計画課	住宅係
039	Ⅲ	②	(1)	よろず相談窓口の設置	福祉課	社会福祉係
040	Ⅲ	②	(2)	公営住宅整備事業	都市計画課	住宅係 建築係
041	Ⅲ	②	(2)	障がい者の生活・就労に関する支援	福祉課	障がい福祉係
042	Ⅲ	②	(2)	高齢者への支援体制	保健課	高齢者支援係
043	Ⅲ	③	(1)	各種健診体制の充実	保健課	健康推進係
044	Ⅲ	③	(1)	健康教室などの開催による健康づくりの推進	保健課	健康推進係
045	Ⅲ	③	(2)	妊娠、出産に関わる学習機会の充実	保健課	おやこ保健係

誰もが生きやすいまちを目指して
～幕別町男女共同参画計画～

令和7年度 進捗評価報告書（対象事業年度：令和6年度）

発行年月 令和8年■月

発行 幕別町

編集 住民生活部住民課

〒089-0692 幕別町本町 130 番地 1

T E L : 0 1 5 5 - 5 4 - 2 2 8 8

F A X : 0 1 5 5 - 5 5 - 3 0 0 8

Eメール：jyuminkatsudoshienkakari@
town.makubetsu.lg.jp

誰もが生きやすいまちを目指して ～幕別町男女共同参画計画～ 実施状況評価（対象：令和6年度事業）の概要

基本目標	基本施策の客観評価			計
	A (現状どおり継続)	B (一部見直して継続)	C (抜本的見直し)	
基本目標Ⅰ (意識の改革)	6件 (75.0%)	2件 (25.0%)	0件 (0.0%)	8件
基本目標Ⅱ (環境づくり)	8件 (61.5%)	5件 (38.5%)	0件 (0.0%)	13件
基本目標Ⅲ (安心して暮らせる社会)	5件 (83.3%)	1件 (16.7%)	0件 (0.0%)	6件
全 体	19件 (70.4%)	8件 (29.6%)	0件 (0.0%)	27件

■実施状況評価一覧

基本目標	施策の基本方向	基本施策	事業・取組数	実施状況の評価 (自己評価)				基本施策の評価 (客観評価)	評価報告書 記載ページ	
				○	△	×	-			
I	① 男女共同参画への意識の向上	(1) 広報・啓発活動の充実	1	1				A	7	
		(2) メディア・リテラシーの向上	1	1				A	8	
		(3) 学習機会や学習情報の提供	1	1				A	9	
	② 男女平等の視点に立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進	1	1				B	10	
		(2) 学校における男女平等教育の推進	1	1				A	11	
		(3) 地域における男女平等教育の推進	1	1				B	12	
	③ 性を尊重する認識の浸透	(1) 互いの性を尊重する認識の浸透	3	3				A	13-14	
		(2) 多様な性への理解促進	2	2				A	15-16	
	II	① 政策・方針決定過程における女性の参画促進	(1) 審議会等における女性の参画の推進	1	1				A	17
(2) 方針決定過程における女性の参画の推進			1	1				A	18	
(3) 農業経営における女性の参画支援			1	1				A	19	
② 男女がともに働くための環境整備		(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透	3	3				A	20-22	
		(2) 育児・介護支援体制の充実	6	6				A	23-27	
		(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	3	3				B	28-29	
③ 就労における男女共同参画の促進		(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保	1	1				B	30	
		(2) 職場における男女平等の促進	1	1				A	31	
④ 就業機会の確保		(1) 就業支援体制の充実	1	1				B	32	
		(2) 女性の経済的自立の支援	1	1				A	33	
		(3) 女性の再チャレンジ支援	1				1	B	34	
⑤ 地域社会における男女共同参画の促進		(1) 地域社会における男女共同参画の促進	1	1				B	35	
		(2) 防災分野における男女共同参画の推進	2	2				A	36	
III		① 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) パートナー等からの暴力の根絶	2	2				A	37
			(2) セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶	1		1			B	38
	② みんなが安心して暮らせる環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援	2	2				A	39-40	
		(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	3	3				A	41-42	
	③ 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援の推進	2	2				A	43-44	
		(2) 妊娠、出産等に関する健康支援	1	1				A	45	



誰もが生きやすいまちを目指して

～幕別町男女共同参画計画～

概要版

2025～2034

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法第2条）

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少が進行する中、誰もがいきいきと暮らせる、多様性と活力のある社会を築いていくには、互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

国や北海道においては、男女共同参画に関する基本計画を定めて各種施策を進めており、男女共同参画社会の形成に一定の前進が図られてきました。

しかし、社会の中には固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることに加えて、政策・方針決定過程への女性の参画や雇用の場における男女格差の是正が不十分であることなど、いまだに多くの課題があります。

以上のことから、本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、「幕別町男女共同参画計画」を策定することとしました。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づいて策定するものであり、男女共同参画社会の実現に資する本町の各種取組を体系的に整理した、総合的な施策の指針という性格を有します。

策定にあたっては、国や北海道の男女共同参画基本計画を踏まえつつ、「第6期幕別町総合計画」をはじめ、本町の関連計画との整合性に配慮します。

計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

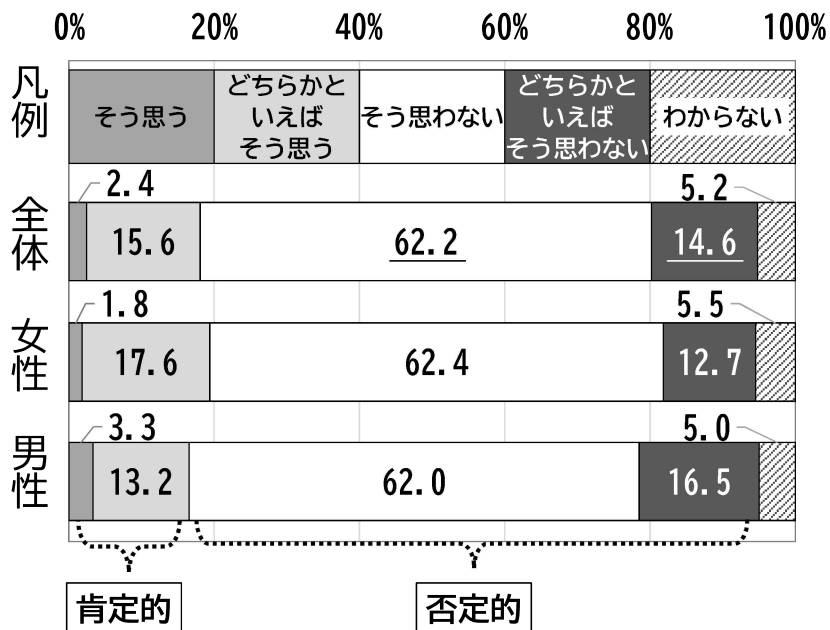
なお、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応するため、計画の開始後、5年を目途に見直しを検討します。

1

男女共同参画の実現に向けた意識の改革

現状と課題 ～町が行ったアンケート調査の結果から～

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思いますか？



➡ 固定的な性別役割分担意識は、一定程度存在している。

● ほかに…

「家事や子育て」は主に女性、「収入を得る」のは主に男性が担当している。

<掃除・洗濯>

女性76.1% ↔ 男性12.0%

<子育て>

女性37.6% ↔ 男性 2.7%

<主たる収入>

女性 3.7% ↔ 男性61.3%

※各役割を「自分の担当」と回答した人の割合

多様な性のあり方に関する用語の認知度は低い。

シスジェンダー……………27.4%
 性的指向……………50.0%
 性自認……………37.8%
 SOGI……………6.3%

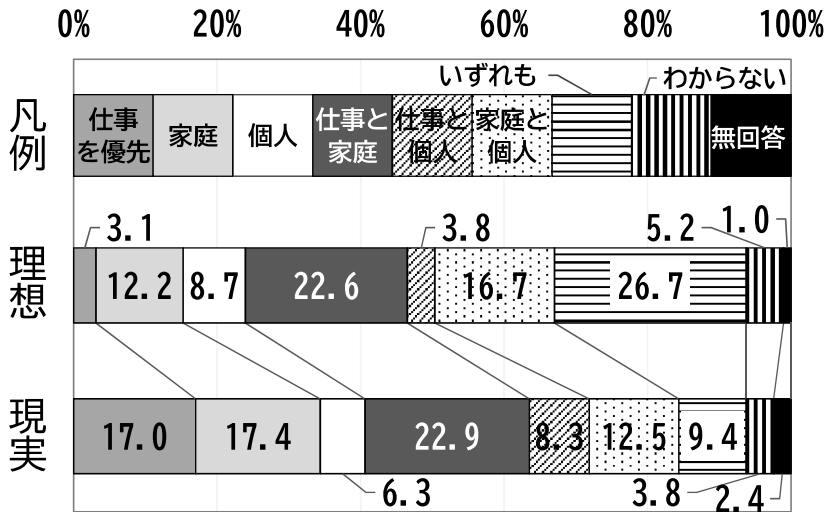
- 固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に関わりなく、お互いを尊重しつつ、すべての人が個性と能力を発揮できる社会を形成するには、男女共同参画に関する意識の改革が必要になることから、家庭や職場、学校や地域社会などのあらゆる場において、男女平等や男女共同参画に関する啓発や教育を推進します。
- すべての人が性別にとらわれることなく、一人の人間として人権を尊重される社会を実現するため、性の多様性に対する理解を促進します。

推進目標	基準値*	目標値
固定的な性別役割分担意識が解消されている人の割合	76.8%	85.0%

*:住民アンケート調査において、「男は仕事、女は家庭という考え方をどう思うか」という設問に対し、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合(図中、下線で示した値)の合計

現状と課題 ～町が行ったアンケート調査の結果から～

■ 「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」の優先度について、あなたの理想と現実とは？



⇒ ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実は乖離している。

● ほかに…

町内の事業所における女性の管理職は、全体の2割程度にとどまっている。

<管理職の人数>

女性18.8% ↔ 男性81.2%

地域における活動への参加状況は、男女で偏りがある。

<町内会などの地域活動>

女性 4.5% ↔ 男性27.8%

<政治や行政に関する活動>

女性 1.0% ↔ 男性24.3%

<学校行事など子どもに関する活動>

女性33.7% ↔ 男性 4.2%

※各活動に参加することが多い性別の割合

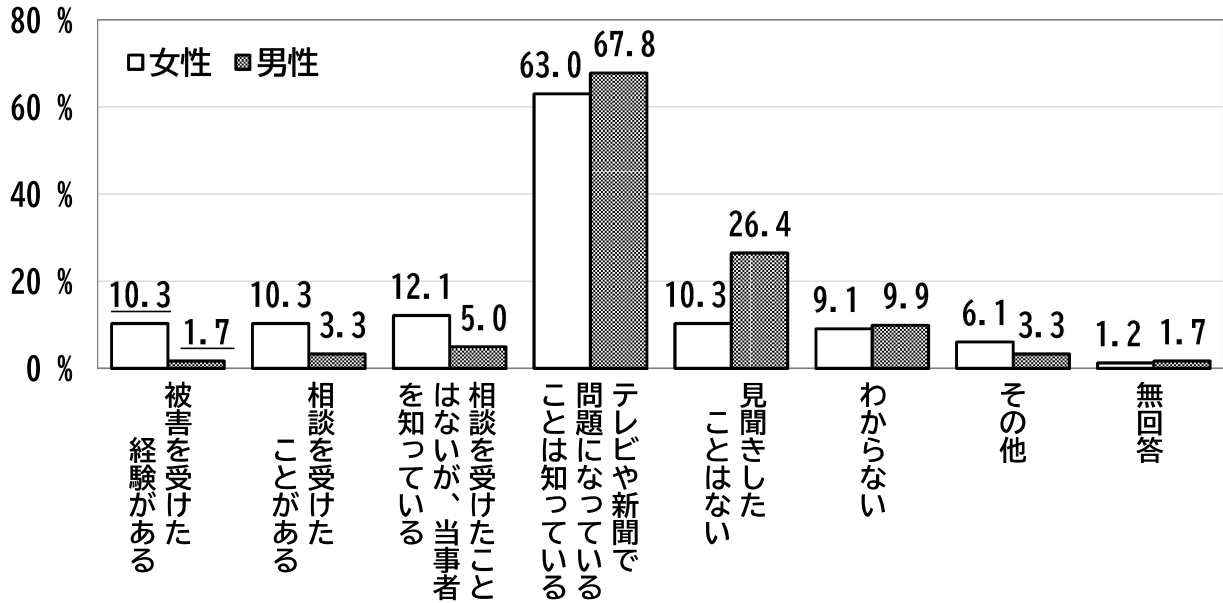
- 多様性に富んだ活力ある地域づくりを進めるには、社会に生きるすべての人の意見が反映されることが重要になるため、働く場や地域社会を含め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画や地位向上を促進します。
- ワーク・ライフ・バランスの確保を図り、人生の各段階に応じた多様な生き方や働き方の選択を通じて、すべての人が活躍できる環境づくりを推進します。

推進目標	基準値*	目標値
ワーク・ライフ・バランスに関するギャップの大きさ	47.8 ポイント	35.0 ポイント

*:住民アンケート調査において、「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」の優先度について、理想と現実との割合の差を絶対値にして合計した数値（「わからない」と「無回答」は除く。）

現状と課題 ～町が行ったアンケート調査の結果から～

■ 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」を経験したり、見聞きしたことはありますか？



➡ 女性の約1割がDVの被害や相談を受けた経験を持っている。

- DVやセクハラといった女性に対する暴力の根絶に向けては、そうした行為が重大な人権侵害にあたるという共通認識を徹底することが重要であるため、人権に関する教育や啓発を通して暴力の予防・根絶に取り組み、安全・安心な社会づくりを推進します。
- 生涯を通じて健康を維持することは、社会の中で安心して暮らすための前提となることから、妊娠・出産期や高齢期など、人生の各ステージに応じた健康支援を推進します。
- 複雑に変化する社会情勢の中で、あらゆる人が性別を問わず生きがいを持って安心して暮らせる社会を実現するため、貧困や障がいなど、様々な困難に直面している人の支援に向けた環境整備やサービスの向上にも取り組みます。

推進目標	基準値*	目標値
DV被害の経験がある人の割合	12.0 ポイント	10.0 ポイント 以下

*:住民アンケート調査において、DVの「被害を受けたことがある」と回答した男女別の割合の合計（図中、下線で示した値の合計）

施策の展開

基本目標Ⅰ

男女共同参画の実現に向けた意識の改革

主な取組

基本方向① 男女共同参画への意識の向上

- 男女共同参画に関する広報
- メディア・リテラシーに関する学習機会の充実

基本方向② 男女平等の視点に立った教育の推進

- 家庭、学校、地域における男女平等教育の推進

基本方向③ 性を尊重する認識の浸透

- 人権尊重に関する啓発
- 多様な性に関する啓発
- 学校における適切な性教育の実施
- パートナーシップ制度の整備

基本目標Ⅱ

男女がともに活躍できる環境づくり

主な取組

基本方向① 政策・方針決定過程における女性の参画促進

- 審議会等における女性参画の推進
- 農村アカデミー事業による農業経営への女性参画の支援
- 男女を問わない管理職登用の推進

基本方向② 男女がともに働くための環境整備

- ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
- 育児・介護支援体制の充実

基本方向③ 就労における男女共同参画の促進

- 雇用の場における男女差解消に向けた啓発
- 性別にとらわれない採用・配置

基本方向④ 就業機会の確保

- 就業支援体制に関する事業所意識調査の実施
- ひとり親家庭の支援体制の充実

基本方向⑤ 地域社会における男女共同参画の促進

- 誰もが参加できる町内会活動の充実
- 女性の視点を取り入れた防災体制の確立

誰もが生きやすいまちを目指して
～幕別町男女共同参画計画～ <概要版>

発行年月 令和7年3月
発行 幕別町
編集 住民生活部住民課
〒089-0692 幕別町本町130番地1
T E L : 0155-54-2288
F A X : 0155-55-3008
Eメール : jyuminkatsudoshienkakari@town.makubetsu.lg.jp



○幕別町附属機関設置条例

令和 2 年 3 月 19 日 条例第 11 号

改正

令和 4 年 3 月 16 日 条例第 3 号

令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号

令和 5 年 12 月 15 日 条例第 29 号

令和 6 年 3 月 12 日 条例第 4 号

幕別町附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 4 条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 5 条 会長、委員長又はこれに相当する職(以下「会長等」という。)及び副会長、副委員長又はこれに相当する職(以下「副会長等」という。)は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する組織(以下「従前の組織」という。)の委員等である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 2 項の規定により当該別表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同日における従前の組織の委員等としての残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和 4 年 3 月 16 日 条例第 3 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 15 日 条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 12 日 条例第 4 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	幕別町指定管理者選定委員会	町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 施設利用者 町職員	10人以上	審議終了まで
	幕別町災害義援金配分委員会	災害等における被災者に対する義援金の配分計画についての審議に関すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者等 町職員	7人以上	配分完了まで
	幕別町老人ホーム入所判定会議	老人ホームの入所適正化を図るため、老人ホームの入所措置及び措置継続の要否について審議すること。	委員	医師 老人ホーム施設長 町職員	3人	2年
	幕別町生活支援ハウス入居判定会議	生活支援ハウスの入退居の適正化を図るため、生活支援ハウスの入居者の審査及び利用解除要件の認定について審議すること。	会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者 生活支援ハウスに従事する職員 町職員	10人以上	2年
	幕別町人生学博士選考委員会	人生学博士の認定に関すること。	委員	関係機関・団体の構成員	10人以上	審議終了まで
	幕別町予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施された予防接種による町民の健康被害等について医学的な見地からの調査に関すること。	委員	医師 関係行政機関の役職員	5人以上	2年
	幕別町地球温暖化対策推進委員会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体等の構成員 公募による者	15人以上	3年
	幕別町農業・農村振興計画検討委員会	幕別町農業・農村振興計画の策定及び見直しについての審議に関すること。	委員長 委員	農業関係団体等の構成員 町職員	14人	審議終了まで
	幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係団体等の役職員 学識経験者 町職員	18人以上	2年
	幕別町人・農地プラン検討会	集落及び地域が抱える人と農地の問題解決のために作	会長 副会長	農業関係機関・団体等の役職員又は会	10人以上	2年

		成する人・農地プランの内容についての審議に関する こと。	委員	員 町長が必要と認める者		
	幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関する こと。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人以内	農業委員会委員の任命まで
	幕別町男女共同参画審議会	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく幕別町男女共同参画計画の策定、推進及び評価に関する こと。	会長 副会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者等 公募による者	10人以内	2年
教育委員会	幕別町図書館協議会	図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関する こと。	会長 副会長 委員	識見を有する者 公募による者 教育長が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関する こと。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団体等の役職員又は会員 教育長が必要と認める者	30人以内	1年
	幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関する こと。	委員長 副委員長 委員	関係学校の代表者 関係団体の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町義務教育学校開校準備委員会	義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題についての審議に関する こと。	委員長 副委員長 委員	地域の保護者代表 関係団体の代表者 識見を有する者	10人以内	審議終了まで

○幕別町男女共同参画審議会規則

令和 6 年 3 月 29 日規則第12号

幕別町男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、幕別町附属機関設置条例（令和 2 年条例第11号）に基づき、幕別町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画計画の総合的かつ効果的な推進に関する事。
- (3) 男女共同参画計画の施策の実施に係る評価に関する事。
- (4) その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関する事。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、住民生活部住民課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

幕別町男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
識見を有する者	大野 夏代	帯広大谷短期大学
	森 廣幸	人権擁護委員
関係機関・団体の代表者等	山田 あけみ	幕別町農業協同組合女性部
	中山 昭子	札内農業協同組合女性部
	藤原 昇	幕別町商工会青年部
	久保 睦則	幕別町校長会
	杉澤 諭	幕別地区連合会
公募による者	河原 彩子	
	笹原 早苗	
	笹川 務	